

第1章 環境行政の総合的推進

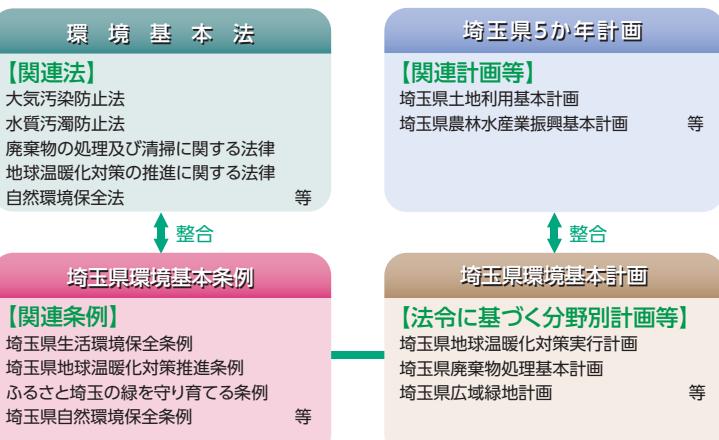
第1節 埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。

この環境基本条例に基づき、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定し、令和4年度から8年度までの5年間は、第5次埼玉県環境基本計画として、施策等を掲げています。

計画の実効性を担保するため、計画内で設定している数値目標（指標）のうち、3つの数値目標について、令和7年3月に見直しを行いました。

環境分野の法令・計画の相関図



「埼玉県環境基本条例（前文）」

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害*が拡大するとともに、廃棄物*の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会*の構築を目指していかなければならない。

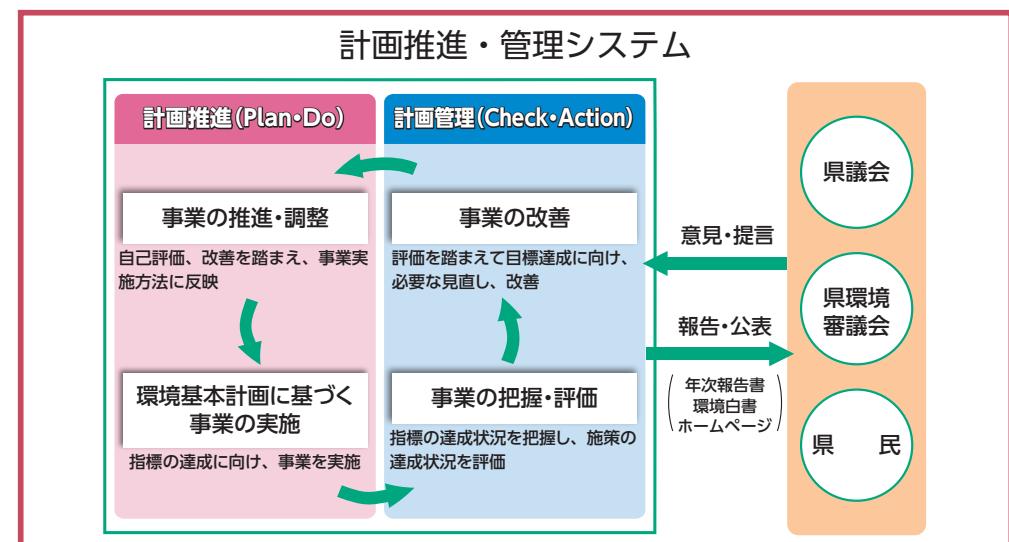
私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第5次埼玉県環境基本計画体系図		
長期的な目標	施策の方向	
I 温室効果ガス*排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり	1	気候変動対策の推進
	2	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
II 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり	3	みどりの保全と創出
	4	生物多様性*と生態系*の保全
	5	恵み豊かな川との共生と水環境の保全
	6	安全な大気環境や身近な生活環境の保全
III あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり	7	経済との好循環と環境科学・技術の振興
	8	地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

この計画の推進・管理については、事業の推進・調整、事業の実施、事業の把握・評価、事業の改善というPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）を実施しています。

計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会に報告とともに「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告しています。また、環境白書及び県のホームページを通じて、県民に広く情報の公開・周知を行っています。



第2章 環境の状況と対策

I 温室効果ガス^{*}排出実質ゼロとする脱炭素社会^{*}、持続的な資源利用を可能とする循環型社会^{*}づくり

第1節 気候変動対策の推進

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
温室効果ガスの排出量削減率 (平成25年度比)	12 % ^{*1} (H30年度)	19.6 % (R4年度)	35 % (R8年度)
新車（乗用車）販売台数における 電動車の割合	39.9 % (R元年)	63.5 % (R6年)	56.0 % (R8年)

*1 策定時に判明していた暫定値であり、確定値は11.8。ただし、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、再計算される場合がある。

主な実施施策

1 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）

「2050年カーボンニュートラル^{*}宣言」を令和5年3月に行い、国の「地球温暖化対策計画」等を踏まえて策定した「埼玉県地球温

暖化対策実行計画（第2期）」（令和5年3月改正）に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進しています。本計画では、令和12年度における県内の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減する目標を掲げており、令和4年度に県内から排出された温室効果ガスは、3,782万トン-CO₂で、基準年度（平成25年度）と比べて19.6%減少しました。

|| 2 再生可能エネルギー* の普及拡大 ||

◆太陽光やバイオマス*、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大

（1）家庭への再エネ活用設備の導入支援等

太陽光により発電した電力の自家消費を促進するため、太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池を導入する家庭を対象に、令和6年度は、2,519件、3億3,881万円の補助金を交付しました。また、令和5年度に再エネ活用設備等の安心・安全な施工等に取り組む事業者を県が認定し広く県民に周知する制度を設け、令和6年度末までに274事業所を認定しました。

さらに、太陽光パネルメーカー8社と協定を締結し、安心・安全な施工や県民への丁寧な対応を図るなど、官民連携により住宅用太陽光発電設備の普及に取り組むとともに、住宅用太陽光発電設備の導入から廃棄までの安心・安全な利用を促進するため、電気工事工業組合と連携し、太陽光発電の導入やメンテナンスに関する県民からの相談に対応しました。

（2）バイオマスエネルギーの導入促進

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促進を図っています。

元荒川水循環センターと中川水循環センターでは、下水汚泥*を消化槽で微生物に分解させる際に発生するバイオガスによる発電事業を実施しています。

◆再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理

太陽光発電施設に関する条例等制定に向けた助言、講習会の実施、不適正な施設等に関する相談への対応など、市町村への支援を通じて、法令等を遵守し、地元の理解を得た上で、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んでいます。また、一定規模以上の太陽光発電施設を対象とした実態調査を行うとともに、事故や法令等の違反があった場合には、事業者に対する適切な措置を経済産業省に要請しています。

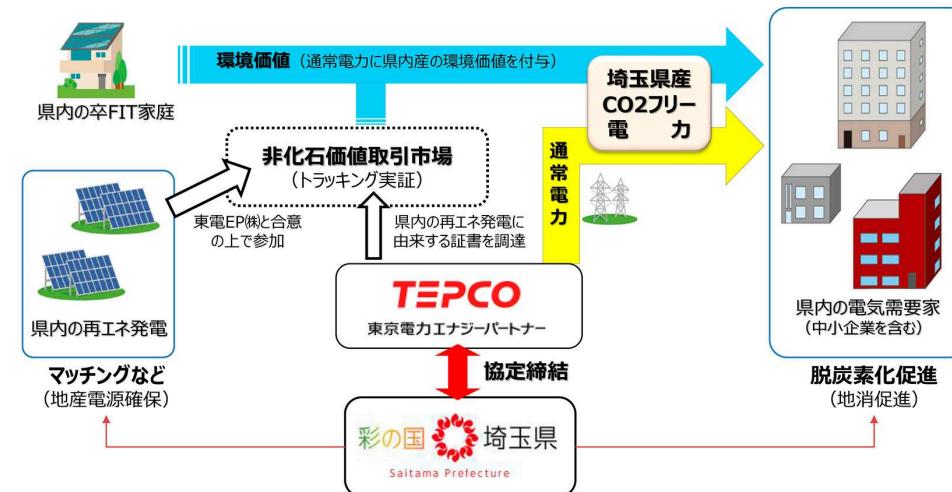
◆非化石証書*の活用による再生可能エネルギーの地産地消*の推進

県内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を県内事業者に供給するため、非化石証書を活用した「彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO₂オフセット電力メニュー）*」等により再生可能エネルギーの地産地消を推進しています。

◆災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援

エネルギーの効率的な利活用や地域のエネルギー・リージリエンス*の強化を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する事業者を対象に、令和6年度は、7件、6,272万円の補助金を交付しました。

図1-1 再エネ環境価値の地産地消モデルの全体像



|| 3 エネルギーの効率的な利用の推進 ||

◆コーディネーションシステム*や燃料電池*の導入の促進

エネルギーの効率的な利活用や地域のエネルギー・リージリエンスの強化を図るため、コーディネーションシステムを導入する事業者を支援しています。

◆ IoT技術を活用した分散型エネルギー*の効率的な利用の推進

地域における分散型エネルギーの効率的な利用の推進に向けて、エネルギー・リソースとしての太陽光発電設備や蓄電池のほか、IoTを活用したエネルギー・マネジメントシステムの導入を促進しました。

また、環境科学国際センターに太陽光発電設備や蓄電池等を設置するとともに、福祉避難所に指定されている騎西特別支援学校へ災害時に電力供給するための自営線を敷設しました。

4 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

◆「地球温暖化対策計画制度」の円滑な運用

産業・業務部門の事業活動に伴う温室効果ガスの着実な削減を進めるため、本県では平成22年度から地球温暖化対策計画制度を導入しています。本制度は、エネルギーの使用量が一定以上の事業者が、温室効果ガスの排出量を削減するための計画を作成し、実施状況を県に報告いただくとともに、県がその状況を公表することで、事業者の自主的かつ計画的な対策の実施を推進するものです。令和6年度は、793事業者が地球温暖化対策計画を作成し、温室効果ガスの削減に取り組みました。

◆「目標設定型排出量取引制度*」の推進

本県では目標設定型排出量取引制度を導入し、産業・業務部門のCO₂の排出削減を推進しています。対象事業所ごとの基準排出量に対して、第1削減計画期間（平成23～26年度）では業務ビル等で8%、工場等で6%、第2削減計画期間（平成27～令和元年度）では業務ビル等で15%、工場等で13%の目標削減率を設定し、CO₂の削減を推進しました。

第3削減計画期間（令和2～6年度）では、業務ビル等は22%、工場等は20%に目標削減率を引き上げ、更なるCO₂の削減を推進しています。令和5年度においては、対象事業所全体で42%のCO₂が削減されました。

第4削減計画期間（令和7～11年度）からは購入した電気の発電電力量当たりの温室効果ガス排出量を示す排出係数を変動とし、事業者による再生可能エネルギーなどの低炭素電力の利用を促進する制度とし、目標削減率を業務ビル等は50%、工場等は48%に引き上げました。

また、地球温暖化対策の推進に特に優れた5事業所を優良大規模事業所として認定しています。

◆事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進

空調・ボイラー等の設備の高効率化や蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入等に取り組む中小企業に対し、令和6年度は、国の交付金も活用し、816件、16億2,502万円の補助を行うとともに、低金利融資制度を行う金融機関に対し利子補給を行いました。

また、専門事業者及び省エネナビゲーターによる省エネ診断を、47事業所で行いました。

表1-1 令和5年度の大規模事業所のCO₂排出量の状況

	事業所数	5年度排出量 (万トン-CO ₂)	基準排出量に 対する削減率	基準排出量 (万トン-CO ₂)
第1区分 (業務ビル等)	168	106	39%	173
第2区分 (工場等)	396	501	43%	871
合計	564	606	42%	1,044

*基準排出量とは、過去の排出実績等を基に事業所ごとに設定された排出削減の基準となる値です。原則として、平成14～19年度のうち連続する3年間の排出実績の平均値から算出しています。

◆「建築物環境配慮制度*」の運用などによる低炭素建築物の普及拡大

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「建築物環境配慮制度」により、建築物の省エネルギー化等の総合的な環境配慮の取組を促しています。その中で「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けており、令和6年度は206件提出されました。

さらに、分譲マンションを対象とした「環境性能表示制度*」により、販売広告への環境性能表示と県への届出を求めており、令和6年度は34件届出がありました。

|| 5 家庭部門におけるライフスタイルの転換 ||

◆住宅の省エネルギー対策の実施

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「家電製品省エネ情報提供制度*」の運用による販売店における家電製品への省エネラベルの表示等により、購入者は価格や機能だけでなく、省エネ性能の観点から製品を選択できるようになります。

これにより、省エネ家電製品の普及拡大を図り、家庭から排出されるCO₂の抑制を推進しています。また、住宅用省エネ設備である家庭用燃料電池*（エネファーム）を導入する家庭を対象に、令和6年度は544件、5,440万円の補助金を交付しました。

加えて、環境に配慮した住宅の普及を支援とともに、低炭素建築物認定制度*により省エネルギー性能の高い住宅の普及を促進しており、令和6年度は20件認定しました。

◆脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換

冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に「エコライフキャンペーン*」を行い、県民、事業者に幅広く省エネへの取組を呼びかけました。

図1-2 エコライフDAY&WEEK



その一環として、簡単なチェックシートを活用して省エネ生活に取り組む「エコライフDAY&WEEK*埼玉」を実施しました。スマートフォンなどから特設サイトにアクセスして気軽に参加ができ、取組状況も画面で確認できるようになっており、令和6年度の夏は約4.9万人、冬は約4.7万人、年間延べ約9.6万人に参加していただきました。

◆ 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進

子供の頃から地球温暖化への理解を深め、率先して省エネ行動を実行できるよう、県が作成した漫画で学べる副読本を主に小学校高学年を対象とした授業等で活用していただきました。

地域における地球温暖化対策の普及啓発活動の中核である地球温暖化防止活動推進員*に対し、能力向上に資する研修を実施しました。各推進員は、地元市町村の環境関係のイベントなどで活動を続けており、令和6年度の延べ活動数は5,341回となりました。



写真1-1 地球温暖化防止活動推進員研修

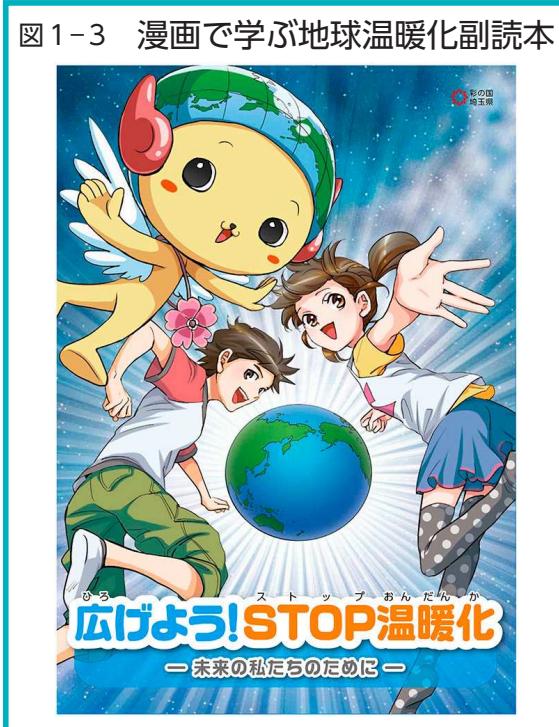


図1-3 漫画で学ぶ地球温暖化副読本

|| 6 運輸部門における環境配慮の推進 ||

◆ EV*・PHV*など電動車の普及促進

EVやPHVなどの電動車の普及を促進するため、県民向けに電動車の魅力発信等の普及啓発活動を行いました。

また、自動車から排出されるCO₂の削減を図るとともに災害時のレジリエンス機能を強化するため、外部給電機能を有するEV及びPHVを導入する個人及び事業者を対象に、令和6年度は2,811台、5億5,298万1千円の補助金を交付しました。

◆ 運輸・物流の低炭素化の推進

(1) 事業者の取組促進

30台以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者に対しCO₂の排出量や低燃費車の導入等について、目標設定と実績の報告を求めました。また、大規模荷主や大規模集客施設、自家用自動車通勤者が多い事業所に対し、事業活動に伴い自動車から排出されるCO₂の削減に向けた実施方針の提出を求めました。

(2) コンテナラウンドユースの取組の支援

海上コンテナのラウンドユースに関する事業者間の情報共有のため、令和6年度は埼玉県コンテナラウンドユース推進協議会の構成員によるWeb情報共有会を開催しました。

◆ 自家用車から公共交通への利用転換や自転車活用の推進

自家用車の利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人当たりのCO₂排出量が少なく、効率的な交通手段です。令和6年度はバスの走行環境改善に関する会議を2回開催し、公共交通機関への利用転換を促進しました。

また、自転車活用の推進として、安全安心に走行できる自転車通行空間の整備を推進しています。

◆ バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減しています。

|| 7 CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進 ||

◆ フロン類* の適正管理の指導・啓発

フロン類はエアコンなどに封入されており、これを大気中へ漏えいさせないことが重要です。

業務用冷蔵庫や業務用エアコンの管理者などを対象に、使用時の漏えいの防止のための調査、技術的助言及び指導を行いました。また、廃棄時の漏えいを防止するため、解体工事の元請事業者や施工事業者に対し、フロン類回収を専門業者に依頼する必要性などを啓発・指導しました。

◆ フロン類のモニタリング調査

冷媒として使われているフロン類は、地球温暖化やオゾン層* 破壊の原因となります。県内の大気環境中の濃度を調査し、長期的な傾向の把握及び対策の評価を実施しました。

◆ CO₂の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備

CO₂を吸収し、炭素を貯蔵する森林の機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を支援しました。

◆ CO₂吸収源につながる身近な緑の保全・創出

国や市町村と協力して特別緑地保全地区* や近郊緑地保全区域* の指定などにより身近な緑を保全しています。また、緑化計画届出制度* の適切な運用による緑化なども進めています。

|| 8 県の率先実行 ||

◆ 県有施設における脱炭素化の推進

県庁自身の率先行動として「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、県の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に全庁で取り組んでいます。本計画では、令和12年度における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%以上削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦する目標を掲げています。令和5年度に県の事務事業に伴って排出された温室効果ガスは、約47.4万トン-CO₂で、基準年度（平成25年度）と比べて17.9%減少しました。

①全員参加のPDCAサイクルによる省エネ活動

埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理を行うカーボン・マネジメントシステムの運用により、県の事務事業に伴

って排出される温室効果ガスの削減に全庁で取り組んでいます。

②県有施設のエコオフィス化の推進

設備の老朽化等に伴う県有施設の更新に合わせて、高効率空調設備やLED照明器具等の導入を進めています。令和6年度は、環境整備センターほか14施設において省エネルギー性能の高い設備を導入しました。

③県有施設への再生可能エネルギーの率先導入

県有施設の新築・改築、大規模改修に当たっては、施設の特性や立地状況等に応じ、費用対効果を考慮した上で太陽光発電設備の導入を図ることとしています。また、平成24年度から再生可能エネルギーの固定価格買取制度*を活用した太陽光発電事業に取り組み、令和7年3月末現在、25施設で発電しています。

◆ 上下水道事業における環境配慮の推進

(1) 上水道及び工業用水道における省エネの推進

省エネルギー機器導入や設備の効率的な運転によるCO₂削減を進めています。

令和6年度はフロキュレータ設備*の更新に際し、省エネルギー機器を導入しました。

(2) 下水処理施設における環境配慮の推進

水循環センターでは高温焼却の実施や省エネルギー型機器の導入など、環境に配慮した対策を実施しています。

元荒川水循環センターと中川水循環センターでは、下水汚泥を消化槽で微生物に分解させる際に発生するバイオガスを焼却燃料や発電に利用しています。また、荒川水循環センターでは、下水汚泥焼却炉の廃熱を利用した発電を行っています。

◆ 電動車の率先導入

大気環境の改善や地球温暖化の防止のため、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき、有害物質や温室効果ガスの排出が少ない電動車（EV・PHV）を公用車として率先して調達しています。

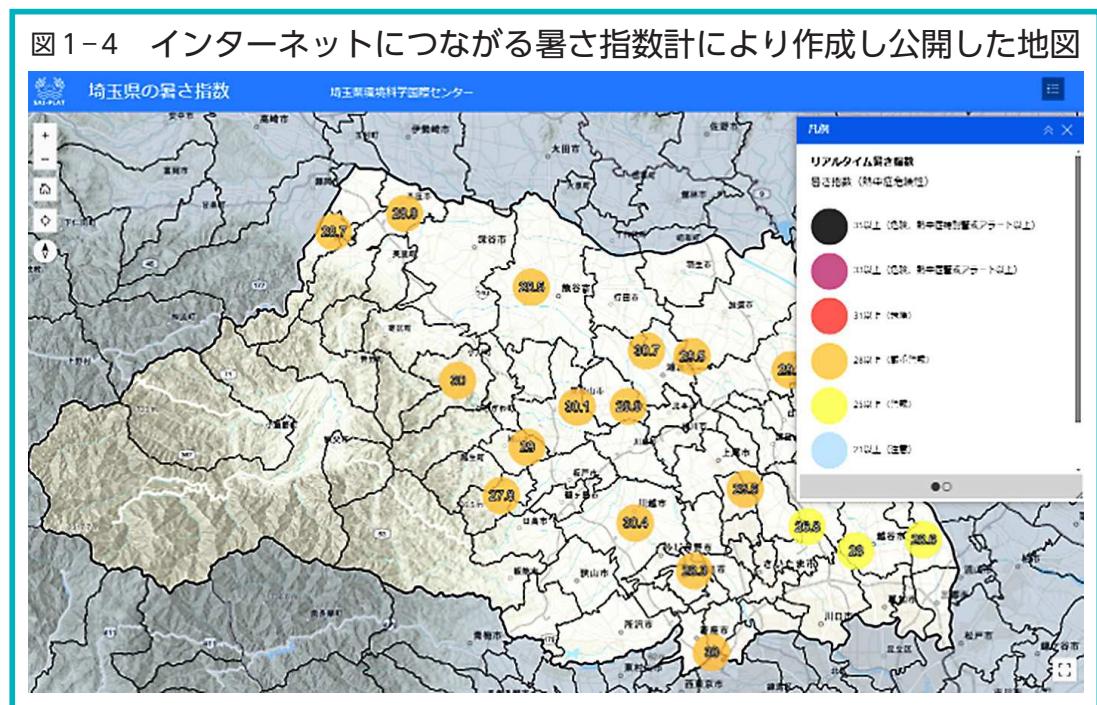
|| 9 気候変動への適応策* の推進 ||

◆ 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供

埼玉県内の気象データなど気候変動に係る情報を収集・分析し、情報提供を行う機関として、全国で最も早く、平成30年に埼玉県環境科学国際センターに地域気候変動適応センター（埼玉県気候変動適応センター）を設置しています。

県の気候変動適応センターの知見やノウハウを活用し、地域における適応策をより推進するため、市町村と共同で地域気候変動適応センターを設置しています。令和7年3月31日現在、17市町と共同設置しています。

また、令和6年度は、埼玉県環境科学国際センターが開発したインターネットにつながる暑さ指数計を、県内30箇所に設置し、リアルタイムで暑さ指数をホームページで情報発信しました。さらに、気候変動対策の普及啓発のため、出前講座やサイエンスカフェなどを25回実施しました。



◆ 農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進

農業分野では、気候変動による影響の軽減及び生産力の維持・向上のため、麦・大豆の播種適期及び施肥方法等を見直した生産技術の開発や高温耐性などを有する水稻品種の育成などを行っています。

自然災害分野では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が行う治水対策を加速することに加え、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト両面から水災害対策を行う流域治水*を推進しています。

令和6年度は、流域治水を実践する流域治水協議会を県内の全5流域（荒川流域、利根川上流流域、烏川・神流川流域、江戸川流域、中川・綾瀬川流域）で行い、流域全体で水災害を防止・軽減させる取組を検討しました。

◆ ヒートアイランド* 対策や暑さ対策の推進

手軽にできる暑さ対策として、日傘の利用や打ち水の普及に取り組んでいます。

令和6年度は、さいたま市、熊谷市の適応センターと共同で、打ち水イベントにおける日傘体験会を実施するとともに、こども動物自然公園において日傘の貸出しを実施しました。また、SNSを活用した暑さ対策等に関する情報発信を行いました。

第2章 環境の状況と対策

I 温室効果ガス* 排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会*づくり

第2節 資源の有効利用と廃棄物* の適正処理の推進

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
一般廃棄物* の再生利用率	23.7 % (R元年度)	24.3 % (R5年度)	35.0 % (R8年度)
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	528g/人・日 (R元年度)	490g/人・日 (R5年度)	428g/人・日 (R8年度)
食品ロス* 量	26.6万t (H30年度)	18.0万t (R4年度)	23.3万t (R8年度)
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	34g/人・日 (R元年度)	30g/人・日 (R5年度)	27g/人・日 (R8年度)
産業廃棄物* の最終処分量	19.3万t (R元年度)	15.5万t (R5年度)	14.8万t (R8年度)

主な実施施策

1 3R*の推進

◆ ごみを減らすライフスタイルの普及促進

ごみを減らす「循環型ライフスタイル*」の定着に向け、県政出前講座や夏休み親子3R講座の実施により県民への普及促進を進めています。

また、県民に地域清掃活動の積極的な参加など、プラスチックごみの削減とリサイクル促進に向けた行動を呼び掛ける「埼玉県プラごみゼロウィーク」を春と秋の2回実施しました。

◆ 食品ロス削減の促進

食品ロスの削減を推進するため、「県下一斎フードドライブキャンペーン」を開催しました。市町村や社会福祉協議会など101団体により実施され、集まった食品は、フードバンク等を通じて、地域の子ども達等の支援のために活用されました。

また、小盛りメニューや、量り売りなどに取り組む店舗を登録する「彩の国エコぐるめ事業」や、事業者が備蓄する災害用備蓄食料の更新にあわせて県内の子ども食堂やフードバンク等に提供するスキームの構築などに取り組んでいます。

◆ 県の率先行動と市町村支援

リサイクル製品などの環境に配慮したものの優先的な購入や環境負荷を低減する資材等を使用した公共工事の実施など、グリーン購入*に努めるとともに、市町村にも協力を呼び掛けています。令和7年度の「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」において、特にグリーン調達を推進する品目は、23分野307品目（令和7年4月1日現在）となっています。

2 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

◆ サーキュラーエコノミー*の推進

サーキュラーエコノミーの推進に向けて、中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスの創出支援を実施し、令和6年度は、9件、5,812万5千円の補助を行いました。さらに、廃棄物処理業者に、再資源化技術の高度化支援を実施し、令和6年度は、5件、8,116万9千円の補助を行いました。

また、浦和レッズ等と連携し、埼玉スタジアム2002で来場者からペットボトルを分別回収し再商品化する実証実験、食品残渣を

活用した肥料で栽培した野菜を使った中華丼等のスタジアムグルメの販売などによる普及啓発を実施しました。

◆プラスチック資源の循環的利用の推進

「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」を令和6年6月に設置し、プラスチックの再資源化などの先進事例の情報共有や会員同士の交流の機会を提供しています。令和6年度末の分科会会員数は312者となっています。

また、分科会の会員と連携し、衣類等の回収キャンペーンを開催して県民への意識啓発を行いました。

◆リサイクル製品の認定

主に県内で発生する廃棄物を原材料に用い、安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度に創設しました。令和6年度末時点で31製品が認定されています。具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図っています。

◆「彩の国資源循環工場*」の適切な運営管理

本県では、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備し、現在、8社のリサイクル施設と4社の製造施設が操業しています。運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用しています。

図2-1 彩の国資源循環工場の安全管理システム

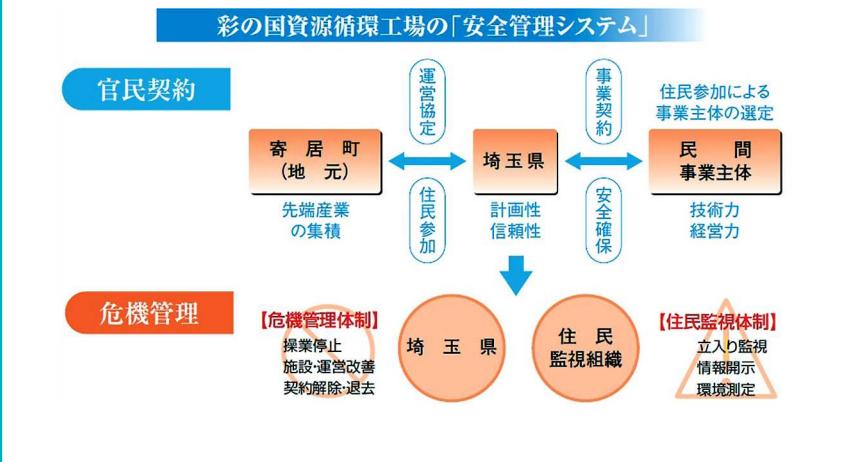


写真2-1 彩の国資源循環工場

◆下水汚泥*の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマス*の利用促進

これまで下水汚泥の燃焼灰をセメント等のリサイクルで活用していましたが、荒川水循環センターの下水汚泥の燃焼灰について、令和6年4月に自治体で初めて菌体りん酸肥料*に登録し、肥料原料としての利用の取組を推進しています。

「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画（平成30年2月改訂）」に基づき、家畜排せつ物、事業系食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場等残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源の利活用促進を図っています。

また、食品廃棄物の飼料化・肥料化・メタン発酵化の推進や下水汚泥の消化・固体燃料化など、未利用の廃棄物系バイオマスについて、再資源化や効率的なエネルギー回収などの有効利用を促進しています。

令和6年度は県ホームページ及び研修会等でバイオマス利活用に関する情報提供や啓発を行いました（研修会1回（116人））。

また、農産物安全課内に「農山村バイオマス利活用相談窓口」を設置し、県民や事業者からの相談に応じました（相談件数47件）。

◆浄水発生土*のセメント原料化など再資源化の促進

浄水場において河川水の浄水処理過程で発生する浄水発生土については、セメント原料化などにより再資源化を図りました。

◆太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進

太陽光パネルはガラス・金属・プラスチックが貼り合わされた複合素材のため、廃棄パネルをリサイクルするためには処理費用が高額となることから、その多くが埋立処分されています。将来の大量廃棄を見据え、処理体制の確立や新たなビジネス創出となる連携の支援を目的として、太陽光パネルメーカー、解体業者、処理業者、リユース業者等が参画する協議会を開催しました。

◆各種リサイクル法の的確な運用

廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、容器包装、家電、小型家電、食品、建設、自動車等、各種リサイクル法が的確に運用されるよう、県民や事業者への普及啓発等に取り組みました。

また、NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会の運営委員会に参加し、廃棄物の減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して情報の発信を行いました。

|| 3 廃棄物の適正処理の推進 ||

◆ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施

(1) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対する指導強化

県警本部や市町村など関係機関と連携を図りながら、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行政指導を行うなど、悪質・不適正処理事案への対応強化を図りました。

また、県外産業廃棄物事前協議制度^{*}や建設リサイクル法^{*2}に基づく家屋解体現場等への立入検査など、廃棄物の適正処理、再資源化の促進が図られるよう指導を徹底しました。

令和6年7月に公布された、「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」の施行に当たり、外国語に対応したリーフレットを作成し、説明会を県内4か所で開催する等周知を図りました。

*2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(2) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する適正な行政処分等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める基準に違反した産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、口頭指導や文書勧告を行いました。

事業者が指導に従わない場合は改善命令や業務停止等の行政処分を、特に悪質性の高い事業者に対しては、許可取消処分を実施しました。

(3) 産業廃棄物処理施設の立入検査等

焼却施設や破碎施設など産業廃棄物処理施設の構造と維持管理が適正であることを確認するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく立入検査を実施し、必要な指導を行いました。

表2-1 監視・指導状況

(単位：件)

年度	不法投棄	監視・指導数			
		不適正処理	適正処理	その他	合計
令和2	33	3,007	6,669	794	10,470
3	76	2,760	5,518	1,011	9,289
4	43	2,459	5,645	819	8,923
5	22	2,914	5,957	960	9,831
6	71	2,776	5,462	159	8,397

表2-2 産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対する行政処分などの状況

(単位：件)

年度	行政処分				行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止	改善命令	措置命令	文書勧告	口頭指導		
令和2	13	5	1	11	2,950	7	2,987	
3	6	0	0	31	2,636	22	2,695	
4	18	1	0	5	2,454	12	2,490	
5	17	0	0	17	2,727	5	2,766	
6	15	1	0	6	2,118	11	2,151	

◆ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底

(1) 未然防止への取組

県外産業廃棄物事前協議制度の運用や立入検査等により産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による適正処理を推進し、不法投棄の未然防止を図りました。

令和6年10月11日から12月31日までの「不法投棄等防止強化期間」に、県下一斉パトロール等の不法投棄防止の取組を集中的に実施しました。

(2) 早期発見への取組

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

県が実施している定期的な監視パトロールのほかに、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間70回実施しました。

また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合など40の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。

さらに、夜間・休日を問わず、県民の皆様からの通報を受信する仕組みとして「廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384：ごみをみはるよ)を設置するほか、令和7年2月からは不法投棄通報アプリを導入し、令和6年度は168件の通報を受け付けました。

(3) 早期対応への取組

国土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察との連携を強化するために設置した埼玉県廃棄物等不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、産業廃棄物指導課に現役の警察職員を2名配置するとともに、各環境管理事務所に警察OB職員である廃棄物不適正処理監視指導員を配置し、粗暴事案等への対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度により、令和6年度末現在で59市町村と協定を締結し、市町村職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

(4) 産業廃棄物の山の撤去・改善

廃棄物が大量に積まれて山となった場所に対し「捨て得は絶対に許さない」という基本方針の下、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。

さらに、ドローンを使用した測量によって具体的な廃棄物の量を把握するなど、様々な角度から廃棄物の山の撤去・改善につながる取組を行っています。

◆ ポリ塩化ビフェニル (PCB) * の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によりPCB廃棄物*の処分委託期限が定められていることから、PCB廃棄物の保管事業者に対して、期限までの適正処理を周知するとともに、保管状況等の届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

◆ 石綿* 廃棄物の適正処理

石綿の飛散による健康被害を防止するため、建設リサイクル法に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を465件実施し、石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、解体工事業者等に対して講習会を実施し、関係法令等の周知を図りました。

◆ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進

一般廃棄物処理施設の適正な施設構造と維持管理が図られていることを確認するため、立入検査を実施し必要な指導を行いました。

市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省所管の循環型社会形成推進交付金などの活用を支援しました。



写真2-2 廃棄物の山のドローン撮影



写真2-3 PCB廃棄物 (PCB含有変圧器の運搬処理)

◆ 安全・安心な県営処分場の運営、研究

本県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者等のために、県直営の最終処分場^{*}として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、令和6年度の埋立重量は2万4,688tで、供用開始から約191万t（全重量の約70%）を受け入れました。

表2-3 環境整備センターの埋立実績

（単位:t）

年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
令和2 3 4 5 6	31,183 29,297 28,082 25,891 24,688	19,339 17,369 16,152 14,855 14,467	11,844 11,928 11,930 11,035 10,221
埋立量累計	1,905,956	1,580,659	325,297

※平成元年2月供用開始

|| 4 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンス^{*} の向上 ||

◆ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成

循環型社会を担う産業廃棄物処理業界への優秀な人材の定着を目的に、県内産業廃棄物処理業者の新入社員を対象とした合同入社式を令和6年5月20日に開催し、33人が参加しました。

また、地域に愛され、信頼される環境産業を目指して、産業廃棄物処理業3S（スマイル・セイケツ・スタイル）運動の展開を図るなど、業界の重要性や魅力を効果的に発信する取組を推進しています。

◆ 市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進

安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制を構築するため、広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、地球温暖化対策や災害時の廃棄物処理システムの維持のため、エネルギー効率の高い施設への計画的な更新等を促進しています。

◆ 災害廃棄物対策の推進

令和6年7月の大暴雨において朝霞市などでは多数の建物に浸水被害が発生し、大量の災害廃棄物が発生しましたが、災害廃棄物処理支援協定締結団体^{*}の協力のもと処理を行いました。

また、県は、今後も起こりうる災害に備えるため、国、県、市町村及び災害廃棄物処理支援協定締結団体により研修を実施しました。

第2章 環境の状況と対策

Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

第3節 みどりの保全と創出

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
身近な緑の創出面積	—	179.6ha (R4年度～R6年度の累計)	250.0ha (R4年度～R8年度の累計)
緑の保全面積	557ha (R2年度)	569.3ha (R6年度)	569ha (R8年度)
みどりのポータルサイトへの アクセス数	17,000回/年 (R2年度)	85,627回/年 (R6年度)	35,000回/年 (R8年度)
森林の整備面積	—	3,936ha (R4年度～R6年度の累計)	12,500ha (R4年度～R8年度の累計)

県産木材の供給量	96,000 m ³ (R2年度)	87,000 m ³ (R6年度)	120,000 m ³ (R8年度)
民有林内の路網密度	23.2 m/ha (R2年度末)	24.5 m/ha (R6年度末)	25.4 m/ha (R8年度末)

主な実施施策

1 身近な緑の保全・管理

◆ 特別緑地保全地区* など地域制緑地* の指定

緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村と協力して「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域*」の指定をしています。

◆ 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地* 及び県立自然公園等に指定された土地の一部を取得しています。平成4年度から35.5haを公有地化しました。

◆ 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、これまでに27地区、391.7haをふるさとの緑の景観地に指定しました。ふるさとの緑の景観地においては、その保全と管理の方針及びその他必要な事項を定める保

表3-1 地域制緑地の指定状況

(令和7.3.31現在)

地域制緑地	地区数	面積(ha)
特別緑地保全地区（都市緑地法）	38地区	64.4
近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）	5区域	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区	1地区	60.4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	27地区	391.7

全計画を策定することとしており、平成27年度末までに全27地区において保全計画を策定しました。

◆ 見沼田圃^{たんぼ}* の保全・活用・創造

見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用を誘導するとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。

令和6年度末までの公有地化面積は33.1ha（買取面積25.7ha、借受面積7.4ha）であり、県民参加の体験農園や就農希望者の実践研修の場、農家への貸付農地として活用しました。

◆ みどりの三富地域^{*}づくりの推進

平成13年4月の「みどりの三富地域づくり懇話会提言」を踏まえ、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町と連携し、農業、環境、歴史、文化などの地域資源を生かした緑豊かな地域づくりを推進しました。

三富地域の特徴ある農業の振興を図るため、平地林^{*}の保全を含めた地域の農業振興を図るために活動している「三富地域農業振興協議会」への支援を行いました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。

三富地域農業振興協議会では、NPO法人里山俱楽部理事の寺川裕子氏を講師に迎え、「そこそこ儲ける持続可能な里山^{*}をつくる秘訣」と題した講演を開催しました（参加者約160名）。また、農家の直接支援を希望する都市住民と、受入を希望する農家とをマッチングする援農ボランティア制度の運用を行いました（令和6年マッチング実績：援農ボランティア5名、受入農家5戸）。

三富地域の平地林は伐って・使って、植えて、育てることで健全に保たれることを理解してもらうため、三富産材木工品の展示会及び木工ワークショップを開催しました（約330名来場）。さらに、都市住民に三富地域へ足を運んでもらうため、平地林散策と農産物収穫体験を組み合わせたイベント等を開催しました。

◆ 地域と調和した都市農業の振興

農産物の生産だけでなく、緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

また、埼玉県農林水産業振興基本計画に即し、都市農業振興基本法に基づく地方計画として策定した埼玉県都市農業振興計画（平成29年3月策定）に基づいて都市農業の振興に取り組みました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、10市（9ha）が締結しています。

|| 2 身近な緑の創出と保全・創出基盤づくり ||

◆ 豊かな緑を保全・創出する公園整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の活動拠点となるなど、大きな役割を有する都市公園を整備しています。

◆ 県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設などの県民に身近な公共施設の緑化を推進するため、令和6年度は市町村施設の緑化事業6件に対して費用の一部を助成しました。また、未来を担う子供たちが幼少期から緑にふれあう環境を整備するとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与するため、令和6年度は、芝生の維持管理に取り組む幼稚園等21園、小学校4校、中学校1校、高等学校1校に対して費用の一部を助成しました。

◆ 「緑化計画届出制度*」の適切な運用

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、「緑化計画届出制度」を平成17年10月から施行しています。敷地面積1,000m²以上（平成24年3月までは3,000m²以上）の建築行為を行う場合には、一定規模以上の緑地面積を創出することとし、建築物の屋上や壁面、駐車場などの緑化を推進しています。令和6年度は302件の届出により、約31haの身近な緑が創出されました。また、今までに提出された緑化計画の中から他の模範となる8計画を優良緑化計画に認定し、そのうち特に優れた3計画を彩の国みどりの優秀プラン賞として表彰しました。

◆ みどりに関する学習環境の整備

次代を担う子供たちが「みどりと生き物」を大切に思う気持ちを育み、埼玉の豊かな自然を未来に引き継ぐことを目的として、みどりや生き物について動画で楽しく学べる学習コンテンツを制作し、埼玉みどりのポータルサイトで公開しています。



◆自然ふれあい施設の利用促進

自然学習センターなどの自然ふれあい施設を生物多様性*の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発を行い、県民の自然に対する意識の向上に取り組みました。

◆みどりを守り創る活動の支援と促進

・県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全

県民参加によるみどりの再生を推進するため、みどりの保全・創出・活用やビオトープ*の創出等に取り組む団体・企業・グループ等54団体に対し、「みどりの活動支援補助事業」により支援しました。

さらに、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、本県が認定した「市民管理協定」に基づき緑地保全を行う市民団体の活動を支援しました。

・彩の国みどりのサポートーズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として推進するため、「彩の国みどりのサポートーズクラブ」の仕組みにより、県内のみどりに係る情報提供や植樹活動を行う団体・企業に対し、必要な苗木等の提供を行いました。

◆「さいたま緑のトラスト運動*」の推進

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を活用し、14か所の緑のトラスト保全地*の保全管理を公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に委託して行ってきました。また、緑のトラスト運動の普及啓発のため、トラスト写真・動画コンクールや保全地における自然観察会やタケノコ掘りなどの普及啓発イベントを実施するとともに、児童・生徒から企業・団体まで幅広く募金活動を展開しました。

|| 3 森林の整備・保全 ||

◆ 水源かん養^{かんよう}* 機能の発揮や生態系*に配慮した森林の整備・保全

水源の涵養や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。また、スギ花粉削減対策として、間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。

◆ 里山や平地林の整備・保全・活用

里山・平地林を適切に維持管理するため、繁茂してしまったタケやササの刈払い等を行う地域の活動を支援しました。

◆ 森林の病虫獣害防止対策の実施

ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮被害を防止するため、侵入を防止するための柵や樹皮ガードなどを設置しました。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ対策として、被害木の除去を行いました。

◆ 都市と山村の連携による森づくり

県内の山側市町村と都市部市町との結びつきを強め、地域間連携により山側市町村において森林整備等を行い、都市部市町において山側市町村から供給される木材を利用する取組等を支援しています。



写真3-1, 3-2 森林整備施工前・後

◆ 県民参加による森づくりの推進

・森林活動を体験できる機会の充実

森林ふれあい施設の利用促進

多くの県民が楽しみながら林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図っています。また、来訪者が安全で安心して利用できるよう、施設の整備を計画的に行いました。

・森林ボランティアを行う企業・団体への支援

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、県民参加による森づくりを進め、令和6年度末までに、265の企業・団体が森づくりに参加しています。

また、埼玉県森づくりサポートセンターによる森づくりの相談業務、技術指導等を行いました。

・森林環境教育や木育*の推進

森林内での体験活動などを通じて、森林が持つ多面的機能等について理解と関心を深めています。また、様々な機会を捉えて木育活動を実施し、木材や木製品とのふれあいを通じて木の親しみや木の文化への理解を深めています。

◆ 自然公園の保全

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とする国立公園が、本県では1か所指定されています。また、同様に、埼玉県立自然公園条例に基づき、埼玉県立自然公園を10か所指定しています。

図3-2 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

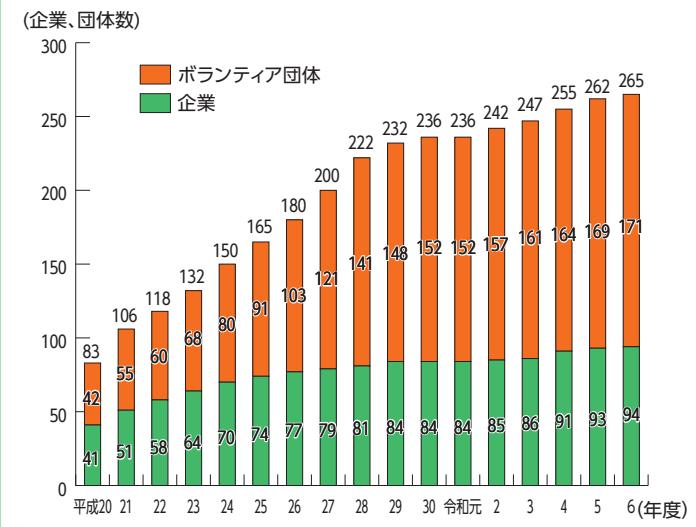
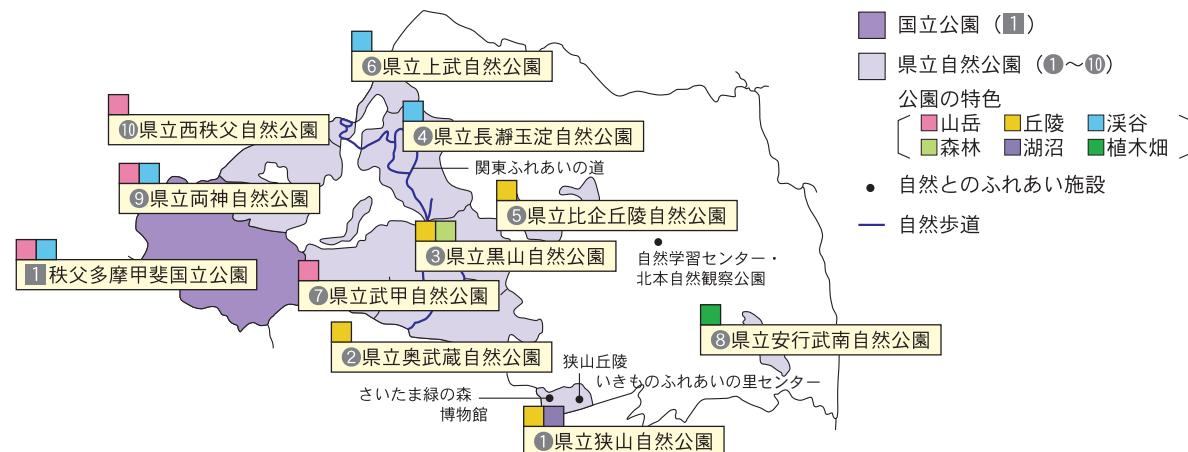


表3-2 埼玉県内の自然公園等



自然公園

指定年月日	関係市町村	公園面積(ha)	特別地域(ha)	指定年月日	関係市町村	公園面積(ha)	特別地域(ha)
① S25.7.10	秩父市, 小鹿野町	34,411.0	12,711.0	⑥ S29.3.9	秩父市, 本庄市, 皆野町, 神川町	6,378.0	858.0
① S26.3.9	所沢市, 入間市	1,807.8		⑦ S32.7.15	秩父市, 横瀬町	15,462.0	
② S26.3.9	飯能市, 入間市, 日高市	21,839.0		⑧ S35.11.4	さいたま市, 川口市	1,159.0	
③ S26.3.9	毛呂山町, 越生町, ときがわ町	9,420.2	1,075.9	⑨ S53.3.22	小鹿野町	5,283.0	410.0
④ S26.3.9	秩父市, 小川町, 皆野町, 長瀬町, 東秩父村, 寄居町	14,753.6	2,065.5	⑩ S56.3.24	秩父市, 小鹿野町	9,430.5	
⑤ S29.3.9	東松山市, 嵐山町, 吉見町, 鳩山町	4,638.0					

自然歩道

首都圏自然歩道
～関東ふれあいの道～

1都6県を回遊する全長約1,800kmの長距離歩道で、本県では13コース、延長155.5kmを整備している。

◆ 県産木材の利用促進・率先活用

・住宅や公共施設などでの利用拡大

公共施設での利用拡大を図るため、学校等における県産木材の利用を積極的に進めるとともに、市町村が整備する施設に対し木材調達の助言などの支援を行いました。

また、民間住宅等における利用拡大を図るため、県産木材を使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅や事務所等を建設する工務店等に対し、県産木材の使用量に応じた助成を行いました。



写真3-3 県産木材で建築した住宅



写真3-4 公共施設（小鹿野町新庁舎）

・安定的な供給体制の構築 県産木材の供給体制の整備

県産木材の利用拡大を図るためにには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、「さいたま県産木材認証制度」の運営及び森林の国際認証の取得に対して支援を行いました。

また、川上から川下まで需給情報を共有し、伐採から製材、製品の販売までを結びつけるサプライチェーンの構築を支援しました。

あわせて、現状の県産木材供給体制の課題を抽出・分析し、新たな供給体制を構築するための県産木材供給体制構築対策協議会を開催しました。

第2章 環境の状況と対策

Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

第4節 生物多様性* と生態系* の保全

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
希少野生動植物種* の新規保護増殖箇所数	—	7箇所 (R4年度～R6年度の累計)	10箇所 (R4年度～R8年度の累計)
生物多様性の認知度	67.7 % (R2年度)	67.8 % (R6年度)	75.0 %以上 (R8年度)

主な実施施策

1 「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進

◆ 地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保

県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地を確保するため、重要な生態系を有する森林や河川環境の保全、樹種、林齡

構成の異なる森林の配置、特別緑地保全地区*など地域制緑地*の指定や公有地化の推進、「緑化計画届出制度*」(再掲p.35)における在来種の植栽による緑化、みどりの保全・創出や川との共生に取り組む団体等への支援などに取り組みました。

令和6年3月には、ネイチャーポジティブ*（自然再興）の実現を目指し、「埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）年度～2031（令和13）年度）」を策定しました。

◆ 推進体制の整備

生物多様性の保全を進める関係者の連携・情報共有の拠点とするため、令和4年4月に「埼玉県生物多様性センター」を環境科学国際センターに設置しました。埼玉県生物多様性センターでは、野生動植物の情報の収集や管理・発信、地域保全活動の支援、教育・普及啓発、調査研究に取り組みました。

◆ 県民による自然環境保全活動の推進

希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援を行うとともに、希少野生動植物保護推進員6名を委嘱し、生息・生育状況の把握等を行いました。

|| 2 希少野生動植物などの保護の推進 ||

◆ 希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

(1) 希少野生動植物種の保護増殖・調査

多様な種の野生動植物を県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。現在、ムサシトミヨやサクラソウなど22種（動物3種、植物19種）を「県内希少野生動植物種」に指定し、捕獲・

図4-1 生物多様性とは



写真4-1 ムサシトミヨ



写真4-2 サクラソウ

採取を制限しています。

あわせて、市町村・学校・保全団体等が行う希少野生動植物種の保護増殖活動を支援し、令和6年度は2箇所が新規保護増殖箇所となりました。

また、希少野生動植物保護推進員と連携し、希少野生動植物の生息地等の巡視により、生息状況及び生態把握調査を行いました。

(2) 希少野生動植物種の普及啓発

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブック*を作成しています。現在、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」、「埼玉県レッドデータブック植物編2024」を発行し、県民に情報を公開しています。「埼玉県レッドデータブック植物編2024」では、野生絶滅（EW）状態にあったムジナモが絶滅危惧ⅠA類（CR）にカテゴリーが変更されました。また、県内希少野生動植物種に指定されているキバナコウリンカ、ホティランがCRから絶滅危惧ⅠB類（EN）に、サクラソウがCRから絶滅危惧Ⅱ類（VU）に、キタミソウがENからVUに、それぞれカテゴリーが変更されています。

また、保護すべき種や保護区の指定等に係る調査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行いました。

(3) 生物多様性センターにおける普及啓発

令和6年度は、県の蝶ミドリシジミを見る集い2024、いきものサイエンスカフェ、いきものフォーラム、セミナーなどを開催し684人に参加いただきました。

◆ 野生動植物の継続的調査

野生動植物の生息・生育環境の変化や開発行為等に伴う生息・生育地の改変を把握し、在来種の生息・生育地の保全・再生につなげるため、オオタカなど野生動植物の生息状況調査を実施しています。



写真4-3 ムジナモ

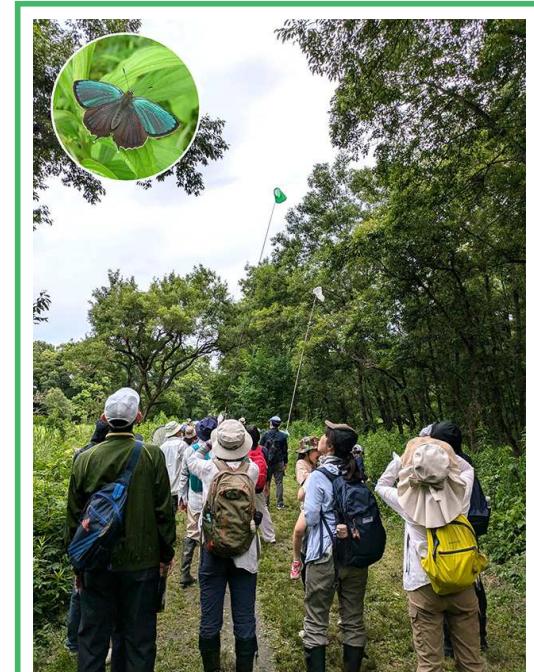


写真4-4 県の蝶ミドリシジミを見る集い2024

|| 3 野生鳥獣の適正な保護管理 ||

◆ 野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止

鳥獣保護管理に関する施策を推進するため「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第13次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）に基づいた保護管理対策を実施しました。近年、生息域の拡大により生態系や農林業への被害が特に著しいニホンジカ、イノシシについては、第3次第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）に基づき、わなの狩猟期間を延長（1か月）することでニホンジカやイノシシの捕獲を促進し、さらにニホンジカについては、管理捕獲の実施等の対策を行いました。

また、令和6年度末時点で、鳥獣保護区（狩猟を禁止）64か所30,415.7ha、特定猟具使用禁止区域（銃）（危険の予防等）126か所209,118.7ha等を指定しており、鳥獣の生息環境を保全整備し狩猟の適正化を図りました。

◆ 野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理

（1）野生鳥獣の生息状況調査及び捕獲による管理

森林生態系や農林業被害に大きな影響を与えていたニホンジカやイノシシの生息数や生息密度を把握し、管理の指標とするためのニホンジカ及びイノシシの生息状況調査及び県内の水産業被害等に影響を与えていたカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。

狩猟、許可捕獲（主に有害鳥獣捕獲）及び管理捕獲によって、令和6年度はイノシシ1,522頭、ニホンジカ4,169頭、カワウ262羽が捕獲されました。

（2）傷病野生鳥獣の保護

令和6年度は42の保護診療機関を指定し、208頭羽の傷病野生鳥獣を保護治療しました。

さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまでの間、保護飼養を依頼するボランティアの確保に努め、個人及び法人で合計49者（令和6年度末時点）が登録しています。



写真4-5 県境付近におけるニホンジカ

◆ 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の確保及び狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施し、令和6年度は狩猟免許交付を542件、狩猟免許更新を1,995件を行い、令和6年度末の有効免許件数は5,240件となりました。

また、長瀬射撃場を活用し、狩猟経験の少ない狩猟免許取得者向けに、実際に射撃を行う初級者研修を実施しているほか、秩父市と飯能市の山間部において、ニホンジカ捕獲実践研修を行い、実践的な捕獲ができる狩猟者を育てています。

鳥獣保護管理員*（令和6年度は76人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

◆ 野生鳥獣における感染症等への連携した対応

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に対処するため、関係機関との情報提供等の連携体制を構築しています。令和6年度は、死亡野鳥発生事例10件について「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省作成）」に基づき検査を実施し、2件2羽で陽性でした。なお、野鳥監視重点区域内において状況調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

|| 4 侵略的外来生物*の計画的防除 ||

◆ 侵略的外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物を駆除することにより、生態系、人の生命・身体及び農林水産業等への被害防止を図りました。県内において、被害防止対策が必要な生物として、令和6年度は10市町でカミツキガメ25頭を駆除しました。また、クビアカツヤカミキリについて、44市町村931か所で被害が確認され、市町と連携し、薬剤や伐採による防除を実施しました。

◆ アライグマの計画的防除

特定外来生物のうち、県内で特に問題となっている



写真4-6 カミツキガメ

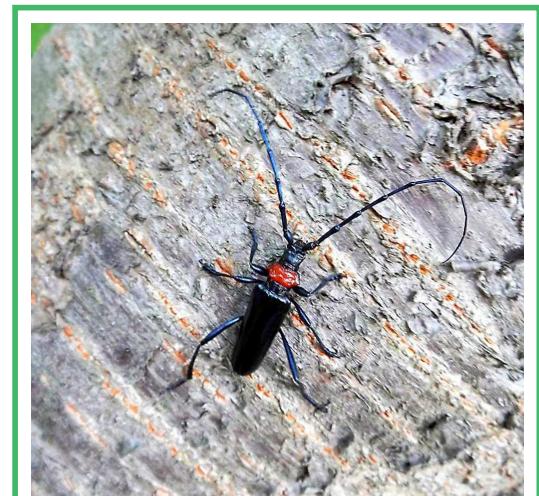
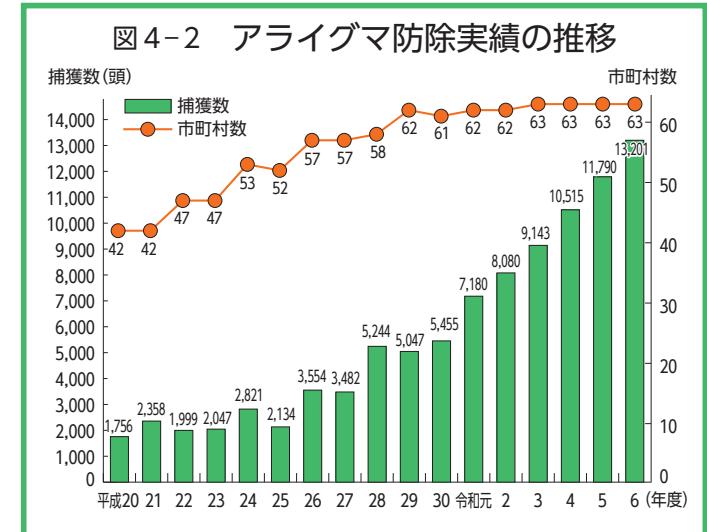


写真4-7 クビアカツヤカミキリ

アライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画（第4次計画）」に基づき、市町村と連携した計画的防除及び有害鳥獣捕獲により、令和6年度は63市町村で13,201頭を捕獲・駆除しました。また、捕獲されたアライグマの捕獲位置等について情報を集積しました。



第2章 環境の状況と対策

Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

第5節 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
SAITAMAリバーサポーターズの個人サポーター数（累計）	0人 (R2年度末)	21,893人 (R6年度末)	24,000人 (R8年度末)
生活排水処理率	93.1 % (R2年度)	94.3 % (R6年度)	100.0 % (R8年度)
環境基準* (BOD*) を達成した河川の割合	95 % (R2年度)	91 % (R6年度)	100 % (R8年度)
1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積	0 m ² (R2年度)	0 m ² (R6年度)	0 m ² (R8年度)

主な実施施策

1 水辺空間の保全と共生

◆ 県民・企業と連携した水辺空間の活用

・SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト*の推進

川の保全や川との共生に向け、地域で川の再生に取り組む「川の国応援団*」に加え、個人と企業の参画を得て連携を強化し、活動の活性化を図るために、「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」を推進しています。

企業サポーターと川の国応援団が連携した活動や、イベント等に参加するとポイントが貯まり特典が得られる「リバサポ・クエスト」を実施しました。

また、川の清掃をテーマに、企業、県民、団体の有志サポーターが集まり、広く交流を図る「リバサポ清掃部」を開催しました。

それぞれ、関連する情報の発信や体験イベントの開催、フォトコンテストを開催しました。

個人サポーターには、令和6年度末で21,893人が登録しています。



◆ 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援

「川の国応援団」には令和6年度末で768団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。

活動資機材の提供や貸出し、「川の国応援団」相互の交流と情報共

図5-1 SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト概要図

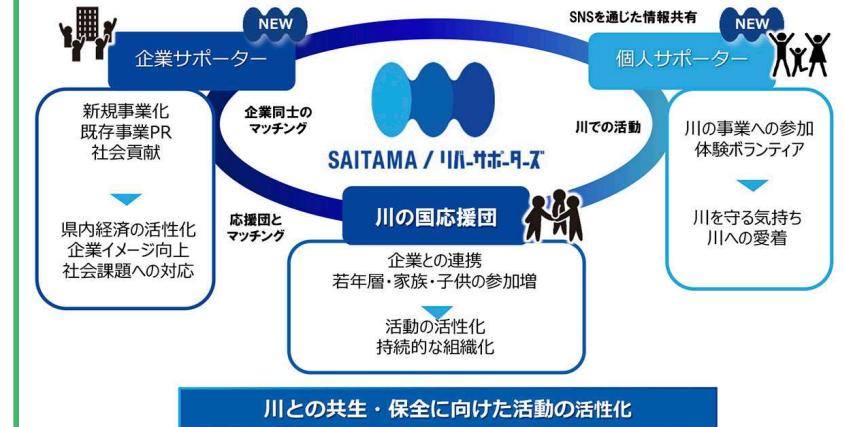


写真5-1 企業サポーターと川の国応援団の連携イベント

有を目的とした「川の再生交流会」の開催などにより活動を支援しています。

◆ 下水道、農業集落排水などの生活排水処理施設* の整備や合併処理浄化槽*への転換の促進

・下水道などの整備の促進

令和6年度末の下水道普及率は、84.0%となりました。

県の流域下水道*では、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やりんを低減するため、下水処理の高度処理化を進めてきました。令和元年度には従来型の水処理施設に対する段階的高度処理の工事が完了し、東京湾に注ぐ流域下水道で段階的高度処理を含む高度処理化率100%を達成しています。

・単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水*は、河川の汚濁原因の約4割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

そこで、合併処理浄化槽の設置を行う市町村や個人を支援し、合併処理浄化槽の転換を促進しています。

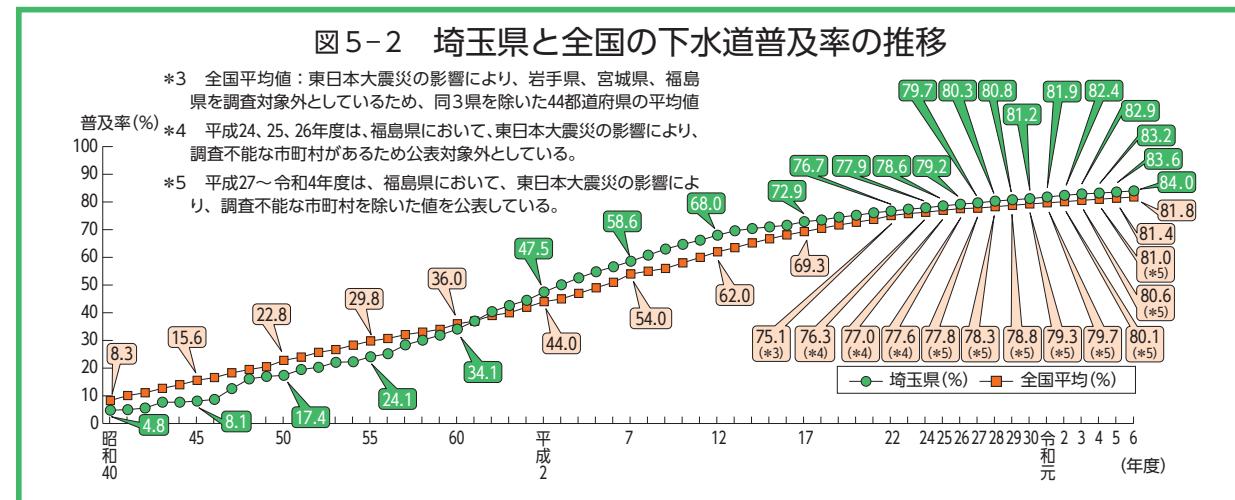


図5-3 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

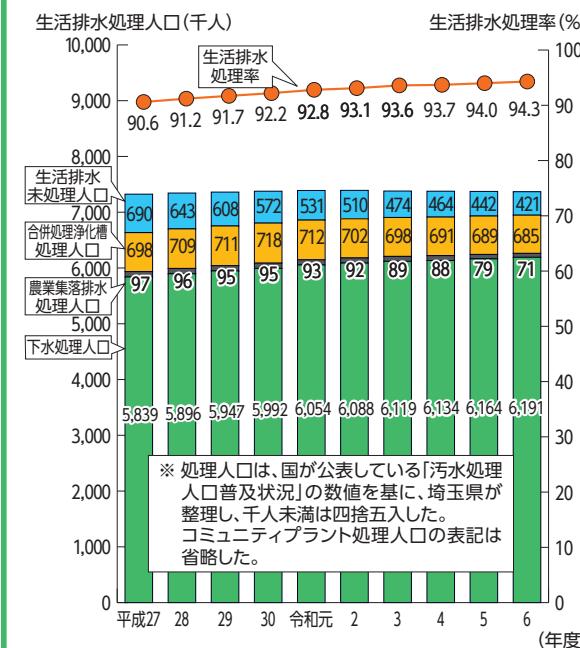
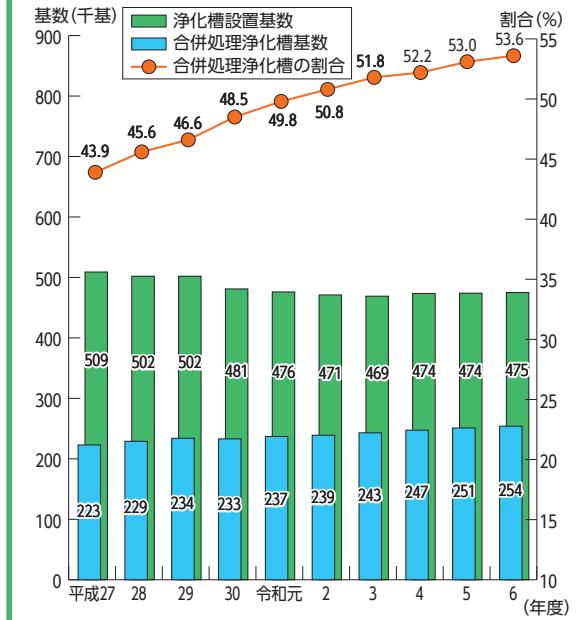


図5-4 処理槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合



◆ 浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の促進

維持管理業者等と連携して保守点検等の維持管理の情報をデジタル化して収集する浄化槽台帳システムを整備し、運用しています。

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、適切な維持管理が不可欠です。浄化槽台帳システム等を活用し、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃の実施と法定検査（定期検査）の受検の啓発・指導を行いました。

◆ 非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

非かんがい期（10月～3月）は農業用水の通水量が少なくなるため、河川や農業用水路の水環境は悪化します。このため、河川管理者との調整により通水量を確保し、非かんがい期の水環境の改善に取り組んでいます。

◆ 豊かな水と緑を育む河川環境の整備

自然や生物、景観に配慮した河川整備として、護岸の修繕に合わせて、生物の生息に配慮した水際の整備を行い、地域に親しまれる水辺空間づくりを推進しています。

また、河川や調節池において、地域住民等による美化活動等と連携して、水の濁りや悪臭の原因となる土砂やごみ等の撤去を実施しています。

◆ 水辺空間の生き物に関する情報収集・発信

・県内河川の魚類の環境DNA調査

糞や代謝物等を通じて水生生物から放出されて環境中に漂う遺伝子（環境DNA）を分析することで、そこに生息する生物の種類等を調べることができます。

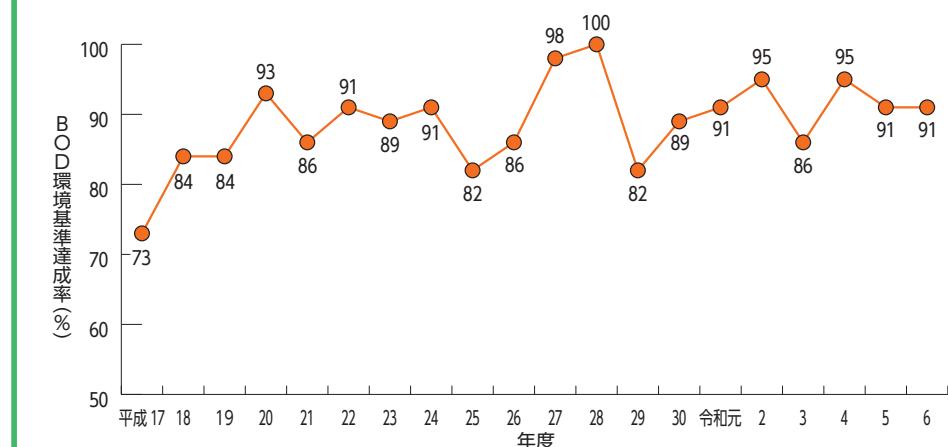
県内河川の94地点で魚類の環境DNA調査を行い、県内河川に生息する魚類の種類やその分布状況をホームページに公開しています。

|| 2 公共用水域*・地下水及び土壌の汚染防止 ||

◆ 水質・土壌などの汚染の監視（常時監視）

人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、

図 5-5 BOD環境基準達成率の推移



公共用水域や地下水の状況を把握することが重要です。令和6年度は44河川94地点、3湖沼3地点及び地下水86地点で水質の常時監視を行いました。

BOD環境基準達成率の向上のため、引き続き、生活排水対策と合わせ、産業系排水の負荷を低減することにより、水質の改善を図ります。

また、要監視項目であるPFOS及びPFOA^{*}については、令和6年度は35河川50地点、地下水44地点で水質の常時監視を行いました。調査の結果、暫定の指針値^{*6}を超過していた地点では、周辺住民等に注意喚起を行い、周辺調査を実施しました。

*6 直ちに環境基準の対象とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとされる「要監視項目」について定められている監視強化の目安となる値。

◆工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壤・地下水の汚染拡散の防止

①工場・事業場に対する規制遵守指導

排出水を適正に排出させるため、濃度規制^{*}を行っています。水質汚濁防止法の特定施設^{*}を設置している工場・事業場(特定事業場)と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等(指定排水工場等)を対象に排出水に含まれる汚濁物質の排水基準を守るよう指導しています。

また、東京湾への流入汚濁負荷量^{*}を削減するため、総量規制^{*}を行っています。規制対象事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めるなど、総量規制基準を守るよう指導しています。

②土壤・地下水の汚染拡散の防止

土壤汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき汚染拡大の防止を図りました。その結果、令和6年度は要措置区域等^{*}について31か所指定を行いました。

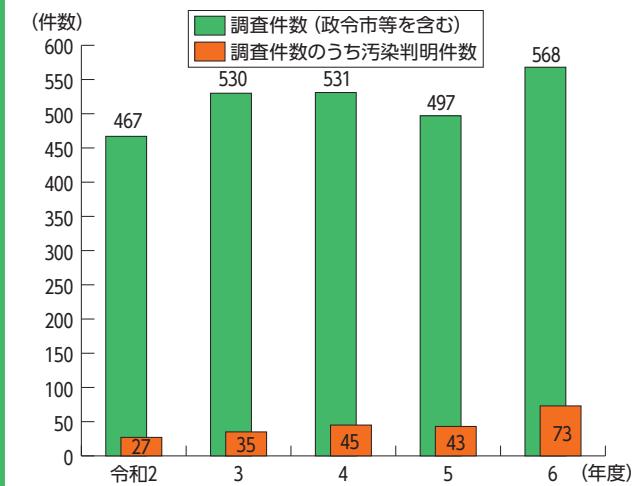
また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している工場等に施設の構造等基準を遵守するよう指導しました。

表5-1 特定事業場等の届出数及び立入検査状況

	届出数	規制 対象数	立入 検査数	排水 検査数	排水基準 超過数
特定事業場	8,022	2,905	2,170	1,129	158
指定排水工場等	212	212	107	91	18
合計	8,234	3,117	2,277	1,220	176

※政令市等含む

図5-6 土壤汚染の状況



◆ 異常水質事故対策の推進

有害物質等の公共用水域への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、事業者に対しチラシを配布するなどして未然防止対策を促しました。併せて、万が一異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染の防止や被害の拡大を防止しました。

|| 3 水循環の健全化と地盤環境の保全 ||

◆ 観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下対策は関東平野全体で取り組む必要があるため、国が定める関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱*に基づき、国及び周辺都県では対策を行っています。

本県では地盤沈下を防止するため、埼玉県生活環境保全条例等に基づき地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

また、地盤変動及び地下水位の変化を把握するため、水準測量及び観測所での地盤変動や地下水位の監視を行っています。

図5-7 地下水採取規制図（令和7年3月31日現在）

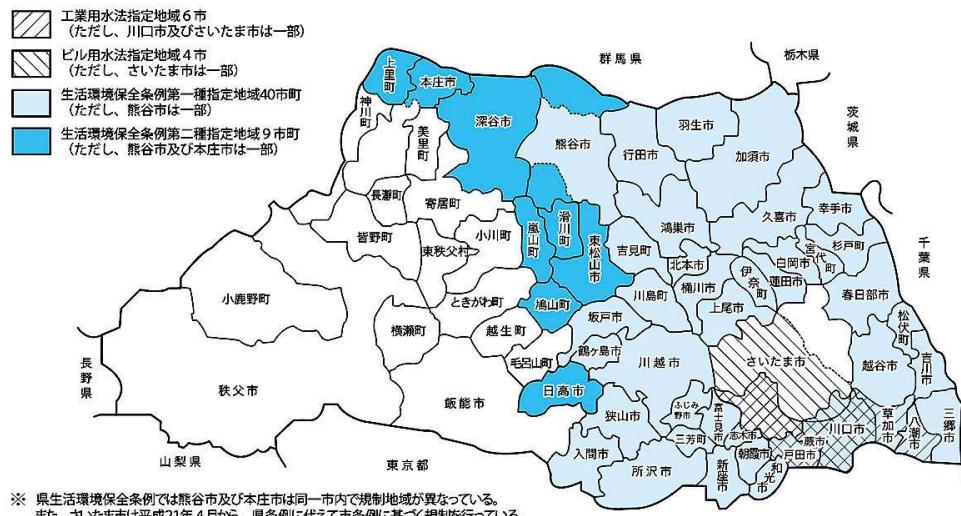
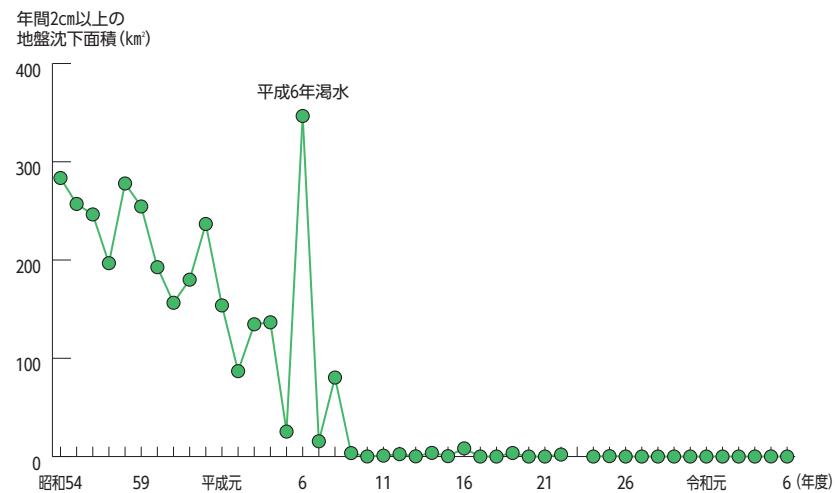


図5-8 地盤沈下面積の推移



◆健全な水循環構築に向けた取組の実施

本県は使用する水資源の大部分を上流のダム群に頼っており、普段使用する水の大部分は利根川や荒川などの河川から取水して利用しています。

健全な水循環を構築するためには、官民連携して水源地の保全や水利用の合理化等に関する施策を実施するとともに、水利用者や流域住民等が水の重要な役割、水資源の貴重さについて理解や関心を深めることが重要です。

令和6年度は、水の日・水の週間関連行事の実施や社会科副読本「みなおそう埼玉の水」の公開など、小学生をはじめとして水や水源地について広く県民の理解や関心を深めるように努めました。

◆河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、地下水から河川表流水への水源転換を図っています。

令和6年度は、水道用水供給事業では55団体（58市町、茨城県五霞町を含む。年度末現在）に6億2,465万m³/年を、工業用水道事業では148事業所（年度末現在）に3,825万m³/年を供給しました。

◆雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進

水の有効利用のため、雨水や一度使った水を処理して、トイレの洗浄水や散水などに利用する雨水・再生水利用のPRに努めました。

令和6年3月末現在の雨水・再生水利用施設数は671施設（令和6年度全国水需給動態調査）で、そのうち約9割は雨水を利用してしています。

◆既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備

流域整備計画に基づく総合的な治水対策の一環として各戸貯留浸透施設の整備を進めることで、河川の洪水を防止し、水循環の健全化を図っています。

また、雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルトの舗装を推進し、地下水の涵養を図っています。かんよう

第2章 環境の状況と対策

Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

第6節 安全な大気環境や身近な生活環境の保全

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
微小粒子状物質（PM2.5）* の濃度	10.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (R2年度)	9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (R6年度)	10.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (R8年度)
建築物の解体等現場における大気環境中の石綿* 濃度1本/L以上の現場数	1 (R2年度)	1 (R6年度)	0 (R8年度)
化学物質管理に関する研修会の参加事業所数（累計）	493事業所 (R2年度)	1,110事業所 (R6年度)	1,150事業所 (R8年度)

主な実施施策

1 安全な大気環境の確保

◆ 大気の汚染の監視（常時監視）

本県及び市^{*7}が管理する一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で大気汚染状況を常時監視しました。併せて、有害大気汚染物質^{*}の大気中の濃度を月に一回測定しました。

光化学オキシダント^{*}を除き、環境基準が定められている物質^{*8}について、全ての測定局及び測定地点で環境基準^{*}を達成しました。

*7 さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市（有害大気汚染物質調査については、草加市を除く）

*8 大気汚染物質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質の6項目は環境基準が定められている。

有害大気汚染物質については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4項目に環境基準が定められている。

図6-1 二酸化硫黄^{*} 濃度の推移

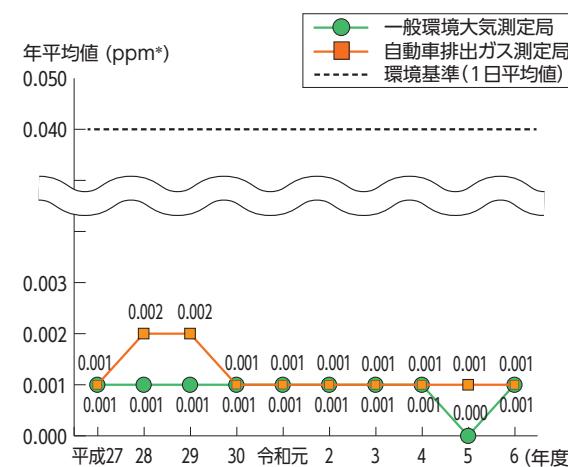


図6-2 二酸化窒素^{*} 濃度の推移

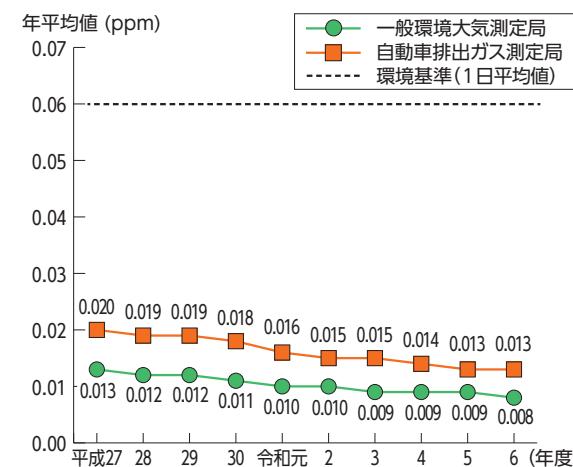


図6-3 一酸化炭素* 濃度の推移

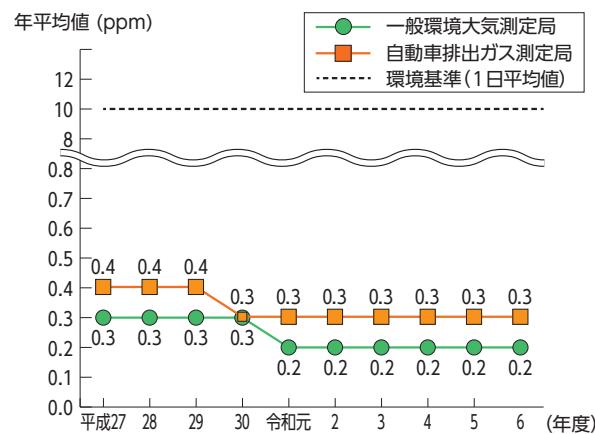


図6-4 浮遊粒子状物質* 濃度の推移

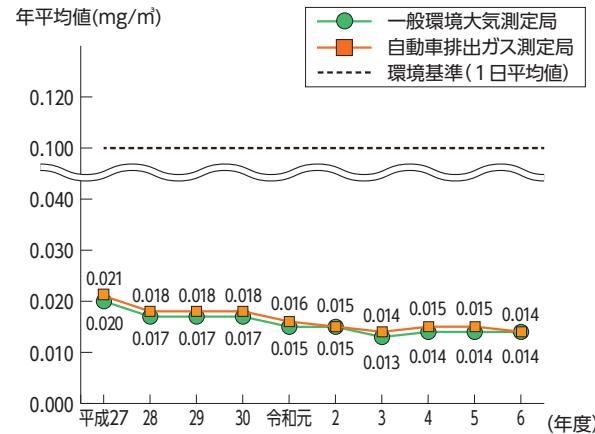


図6-5 光化学オキシダント濃度の推移

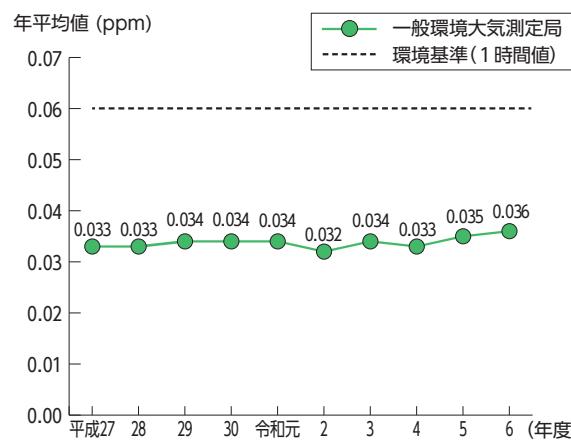


図6-6 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の推移

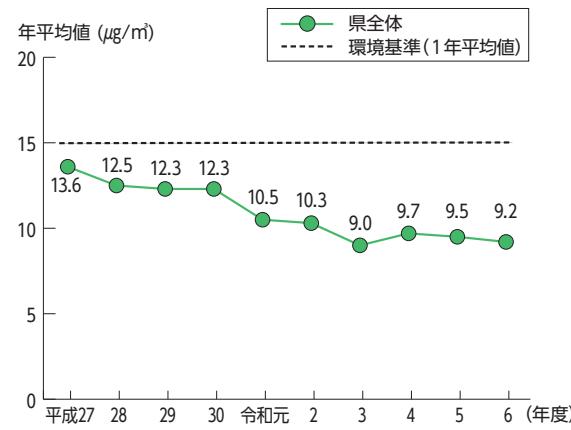
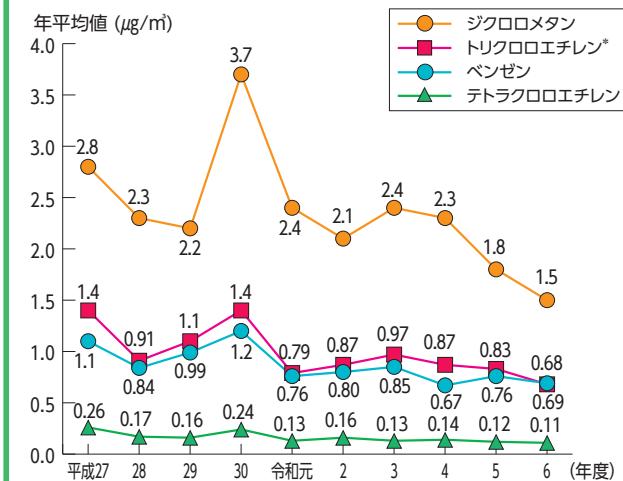


図 6-7 常時監視測定期局配置図



図6-8 有害大気汚染物質濃度の推移



◆工場・事業場に対する規制遵守指導

大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づき、焼却炉やボイラー、ベルトコンベアなどの施設を設置する工場や事業場は、これらの施設の規制基準を遵守しなくてはなりません。

大気汚染による人への健康被害を未然に防止するため、これらの工場や事業場に立入検査などによる法令の遵守状況の確認と指導を行いました。

表6-1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出施設数
(令和6年度)

ばい煙*発生施設	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
		うち焼却炉		うち焼却炉
県	3,960	132	878	817
市* ⁹	2,163	72	380	363
合計	6,123	204	1,258	1,180

*9 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市及び久喜市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表6-2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査及び行政措置数
(令和6年度)

立入検査等	大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例																	
	ばい煙発生施設		粉じん*発生施設		揮発性有機化合物*排出施設		指定炭化水素類発生施設		有害大気汚染物質規制事業所		水銀排出施設		合計					
立入検査数	排出ガス等の検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹	立入検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹	立入検査数	揮発性有機化合物の検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹	立入検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹	立入検査数	有害大気汚染物質等の検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹	立入検査数	行政指導「注意・勧告」 ¹¹				
県	717	69	1	420	0	84	14	0	352	1	43	14	0	43	8	0	1,659	2
市* ¹⁰	647	90	14	314	1	19	1	0	531	0	30	12	0	30	13	0	1,571	15
合計	1,364	159	15	734	1	103	15	0	883	1	73	26	0	73	21	0	3,230	17

*10 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市及び久喜市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施している焼却炉を含む。

*11 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん（石綿）排出等作業に係るものは含まない。

◆ 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

PM2.5による健康被害を未然に防止するため、原因物質であるVOCの排出抑制の取組みを支援するとともに、PM2.5の発生源調査及び近県^{*12}と各県政令市との広域的な調査・対策を行いました。

*12 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

◆ 揮発性有機化合物（VOC）対策など光化学スモッグによる健康被害の未然防止

緊急時は、光化学スモッグ注意報等の発令を行い、大気汚染の状況を広く県民に周知しています。

併せて、ばい煙やVOCの排出削減への協力を事業者に求めています。

◆ ディーゼル車運行規制*（一部のディーゼル車に限る）の実施やアイドリングストップ*の指導

ディーゼル車運行規制の遵守徹底を図るため、幹線道路等での車両検査やビデオ調査を実施し、埼玉県生活環境保全条例に基づく粒子状物質*の排出基準に適合していないディーゼル車に対し指導を行いました。

また、アイドリングストップの遵守徹底を図るため、アイドリングストップの実施を県民に対し呼びかけるとともに、県民からの相談・通報に適切に対応しました。

図6-9 光化学スモッグ注意報発令日数と健康被害届出人数

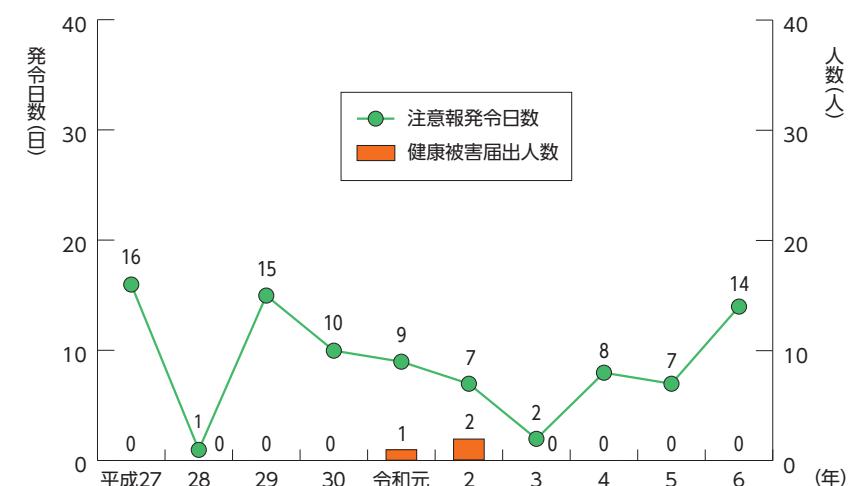


表6-3 車両検査及びビデオ調査の実績

(令和6年度)

検査・調査の種類		検査・調査台数	適合車	適合率(%)
車両検査	サービスエリアなどに駐車している車や一般道を走行している車に対する検査	111	110	99.1%
ビデオ調査	ビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査	4,825	4,774	98.9%
合計		4,936	4,884	98.9%

|| 2 環境リスク* の低減 ||

◆ 建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進

石綿は、繊維状の鉱物で吸入により肺がんなどの病気を引き起こすことがあることが知られています。石綿繊維が飛散しやすい吹付け石綿等の除去作業については、全て立入検査を実施し、飛散防止を指導しました。このうち18か所では、除去作業現場周辺の石綿濃度を測定し、石綿の飛散の有無を確認しました。

◆ 事業者の環境コミュニケーション活動* の促進

事業者による環境コミュニケーション活動を促進するために、事業者を対象とした環境コミュニケーション研修会の開催や、事例集及びガイドブックを提供するなど、事業者の支援を進めています。令和6年度までに本県が把握しただけでも、延べ414事業所が環境コミュニケーションを実施しています。

表6-4 吹付け石綿等除去作業の届出数及び立入検査数

(令和6年度)

	吹付け石綿等除去作業の届出数 (大気汚染防止法)	立入 検査数	行政 指導数
県	63	87	3
市 ^{*13}	72	93	0
合計	135	180	3

*13 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市及び久喜市の10市

図6-10 環境コミュニケーションの効果



写真6-1 事業者による環境コミュニケーション風景

◆ 化学物質の適正管理と災害対策の促進及び情報公開

事業者による化学物質の適正管理・災害対策を促進するため、研修会を開催しており、令和6年度までに1,110事業所が参加しています。

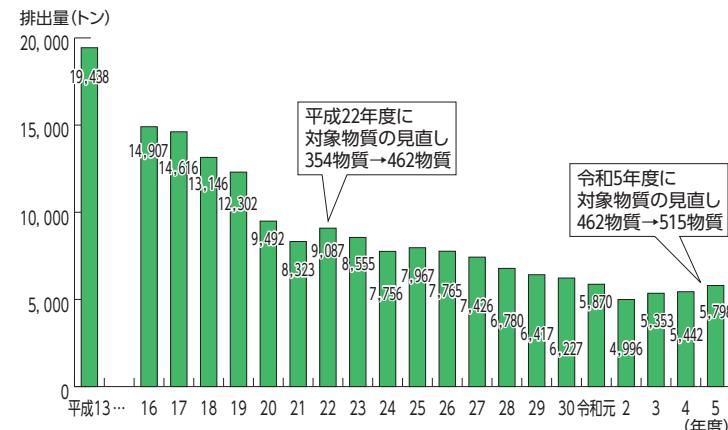
令和5年度の化学物質の届出排出量^{*}は5,798t/年と、集計を開始した平成13年度から約70%減少し、化学物質の排出削減が着実に進んでいます。



写真6-2 化学物質の適正管理に関する研修会風景

図6-11 埼玉県における化学物質届出排出量の推移

(経済産業省・環境省 令和7年2月公表値)



◆ ダイオキシン類* 対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき本県及び市^{*14}が実施した大気の調査では、全ての測定地点で環境基準^{*15}を達成しました。公共用水域^{*}の調査では、一部の地点^{*16}で環境基準を超過しました。

また、地下水及び土壌の調査では全ての地点で環境基準を達成しました。

工場及び事業場について本県では大気基準適用施設2施設、水質基準対象施設4施設の行政測定を実施し、排出基準の遵守徹底を図りました。

*14 さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

*15 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値であり、それぞれ0.6pg-TEQ/m³以下、1 pg-TEQ/L以下である。また、水底の底質は150pg-TEQ/g以下、土壌は1000pg-TEQ/g以下と定められている。

*16 河川水質については、中川（1地点：潮止橋）、綾瀬川（6地点：内匠橋、手代橋、槐戸橋、畷橋、綾瀬川橋、上綾瀬橋）、新方川（1地点：昭和橋）

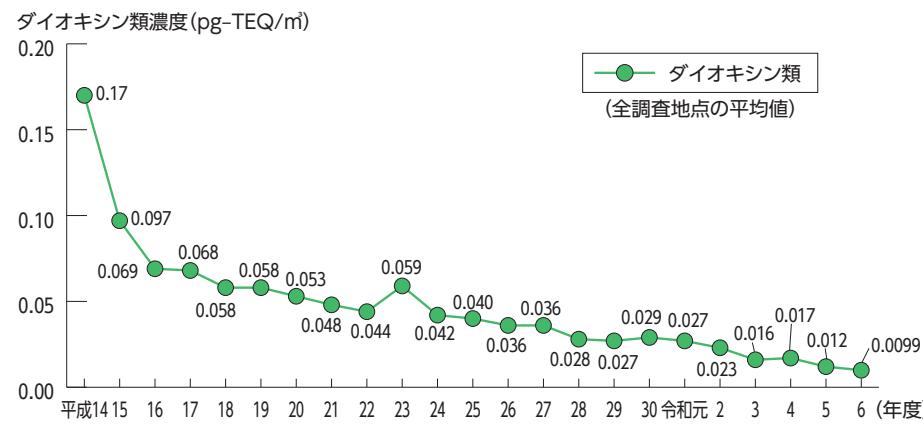
表6-5 ダイオキシン類による汚染状況の常時監視調査結果

測定場所	測定地点数	環境基準超過地点数
大気	10	0
公共用水域	河川水質	34
	河川底質*	26
地下水	9	0
土壌	27	0



写真6-3 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定

図6-12 大気中のダイオキシン類濃度の推移



◆ 放射性物質* の監視、測定

県内に設置したモニタリングポストで、空間放射線* 量を連続測定しています。

また、放射性物質汚染対処特措法^{*17}に基づく汚染状況重点調査地域内（三郷市、吉川市内）の校庭や公園における空間放射線量の定点測定を行いました。

その他、県内の主要河川において河川水及び底質の放射性物質の測定を行いました。

*17 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

表6-6 モニタリングポストによる測定結果

(令和6年度)

市町村名	場所	空間放射線量 年平均値 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	追加被ばく線量 ^{*18} (mSv/y)
さいたま市	埼玉県庁	0.042	0.011
熊谷市	熊谷地方庁舎	0.045	0.026
秩父市	秩父地方庁舎	0.045	0.026
加須市	環境科学国際センター	0.045	0.026
狭山市	狭山保健所	0.040	0.000
三郷市	県立三郷高等学校	0.064	0.126

*18 追加被ばく線量は、空間放射線量から自然放射線量分(0.04 $\mu\text{Sv}/\text{h}$)を控除した上で、屋外8時間、屋内16時間（遮蔽効果0.4）で換算した。国は追加被ばく線量を1ミリシーベルト/年(mSv/y)以下になることを長期的な目標としている。

表6-7 空間放射線量の測定結果

(令和6年度)

市町村名	測定場所	測定値 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)
三郷市	県営みさと公園	0.074
吉川市	県立吉川美南高等学校	0.065

※ 年1回測定

表6-8 河川水の放射性物質測定結果

河川名	地点	採取日	放射性セシウム134 (Bq^*/L)	放射性セシウム137 (Bq/L)
荒川	中津川合流点前	令和6.11.8	不検出(検出下限値0.53)	不検出(検出下限値0.38)
中川	道橋	令和6.11.6	不検出(検出下限値0.41)	不検出(検出下限値0.37)
元荒川	渋井橋	令和6.11.6	不検出(検出下限値0.48)	不検出(検出下限値0.43)
新河岸川	いろは橋	令和6.11.1	不検出(検出下限値0.50)	不検出(検出下限値0.37)
元小山川	新泉橋	令和6.11.7	不検出(検出下限値0.43)	不検出(検出下限値0.45)

表6-9 底質の放射性物質測定結果

河川名	地点	採取日	放射性セシウム134 (Bq/kg)	放射性セシウム137 (Bq/kg)
荒川	中津川合流点前	令和6.11.8	不検出	不検出
中川	道橋	令和6.11.6	不検出	41
元荒川	渋井橋	令和6.11.6	不検出	16
新河岸川	いろは橋	令和6.11.1	不検出	40
元小山川	新泉橋	令和6.11.7	不検出	17

|| 3 身近な生活環境の保全 ||

◆ 土砂の不適正なたい積の防止

県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき、崩落事故等につながる土砂の不適正なたい積を防止することを目的に、たい積の許可申請の審査、排出の届出の受理、たい積場所の現地調査、ドローンを活用した測量、監視員等によるパトロールを実施しました。

◆ 騒音・振動・悪臭対策の推進

- ・環境基準などの適合状況の調査（航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音・振動）

（1）航空機騒音

入間飛行場及び横田飛行場周辺の航空機騒音の実態を把握するため、8地点で1年を通じて測定を行いました。令和6年度は8地点中7地点で環境基準を満たしていました。

また、令和6年度は、県と県内の基地周辺14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や、米軍基地等が所在する15都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）を通じて、防衛省、外務省などの関係機関に対して、航空機騒音の軽減及び防音工事対象施設や対象区域の拡大といった騒音対策の拡充などを要望しました。

（2）自動車交通騒音

自動車交通騒音の実態を把握するため、町村の路線を計画的に調査しました。令和6年度は3路線、総延長19.8kmの国道及び県道で環境基準の適合状況を調査して、調査区間の道路に面する約96.1%の戸数で環境基準を満たしていました。

（3）新幹線鉄道騒音及び振動

東北新幹線及び上越新幹線鉄道沿線の実態を把握するため、周辺の12地点で調査を行いました。令和6年度は、騒音については12地点中8地点で環境基準を満たし、振動については全地点で指針値以下でした。

また、東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会を通じて、東日本高速道路株式会社等に対し、遮音壁の設置や諸調査の実施等の騒音防止対策を要望しました。

・市町村職員に対する研修などの実施

騒音・振動・悪臭に関する届出受理、事業者指導その他の事務の権限を持つ市町村を支援するため、新規に担当となった市町村職員が対応方法などを習得できるように令和6年度市町村騒音・振動・悪臭担当職員研修会をオンライン形式で実施しました。

◆事業所における公害防止体制の整備

・工場・事業場における公害防止組織の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備を促進しました。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者^{*}資格認定講習を実施し人材育成を図りました。

・公害防止管理者・主任者向け公害防止組織アップデート研修の実施

工場・事業場が選任した公害防止管理者や公害防止主任者の資格取得後の資質向上を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害防止をより徹底させるため、一般社団法人産業環境管理協会と共に公害防止組織アップデート研修を実施しました。

◆公害苦情・紛争の適正な対応

・公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情については、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員制度の活用、市町村との連携などにより対応しています。

・公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき埼玉県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続を行っています。

令和6年度は2件の事件が終結しました。

表6-10 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争件数の推移

年度	区分								
	あっせん			調停			仲裁		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
令和2	0	0	0	2	0	2	0	0	0
3	0	0	0	1	3	0	0	0	0
4	0	0	0	2	1	1	0	0	0
5	0	0	0	5	2	4	0	0	0
6	0	0	0	4	2	6	0	0	0
昭和45から の累計	0	0	/	103	97	/	1	0	/

表6-11 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争の公害の種類別受付件数(昭和45年度からの累計。カッコ内は令和6年度)

公害の種類	調停	仲裁
騒音・振動	73 (3)	
大気汚染	16 (1)	1
水質汚濁	1	
地盤沈下	3	
悪臭	8	
土壤汚染	2	
合計	103 (4)	1

第2章 環境の状況と対策

Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための 産業・地域・人づくり

第7節 経済との好循環と環境科学・技術の振興

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
環境SDGs* 関連セミナーの参加企業数（累計）	80社 (R2年度)	560社 (R6年度)	780社 (R8年度)
研究成果の発表件数（累計）	3,479件 (R2年度)	4,211件 (R6年度)	4,700件 (R8年度)
環境分野における海外との交流者数（累計）	1,045人 (R2年度)	1,385人 (R6年度)	1,480人 (R8年度)

主な実施施策

1 環境に配慮した事業活動の支援

◆企業等のSDGsの取組支援

「埼玉県SDGsパートナー登録制度*」(令和6年度末登録者数：1,923者) や「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム*」(令和6年度末会員数：2,220者) などを通じて、企業のSDGsの取組を支援しています。

また、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度*」を設けて、令和6年度末までに1,883者が登録しました。さらに業界団体との連携やSDGsに関するセミナー開催を通じて、企業のSDGsの推進を図りました。

あわせて、二酸化炭素(CO₂)の排出削減に優れた取組をしている中小規模事業者を本県が独自に認証する「エコアップ認証制度*」を設けており、令和6年度末現在、61事業所を認証しています。

◆中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援

産業技術総合センターでは、「環境に優しい安価で高性能な電池の開発」「IoTデバイス電源用太陽電池の発電量予測モデルの開発」「生分解性バイオプラスチックの実用化に向けた検討」等、環境技術に関する研究を実施しています。また、環境分野における技術支援（技術相談・依頼試験・機器開放・共同研究）も行っています。

◆環境に配慮した農業の振興や地産地消*の推進

・環境負荷を低減した農業の推進

令和4年度に策定した「埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画」に基づき、有機農業*や化学合成農薬・化学肥料を削減して生産を行う特別栽培などの環境への負荷を低減した農業を推進しています。

・多彩な地産地消の推進

「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議を通じて地産地消運動を広く展開するとともに、「県産農産物サポート店」の登録等を進めて農産物の需要拡大を図りました。

◆県の率先行動やグリーン購入*などの推進

第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）(再掲p.21)に基づく温室効果ガス*排出削減や環境に配慮した公共事業の実施、グリーン購入(再掲p.25)などに率先して取り組んでいます。

|| 2 環境情報の収集及び提供 ||

◆ 試験研究の成果や環境情報の発信

適切な環境保全対策を図るため、環境に関する情報を収集・整理し、ホームページへのデータ登載、各種パンフレット・リーフレットの配布、マスコミなど様々な広報媒体を活用し、県民・事業者・市町村・教育機関・NPO等のニーズに対応するための環境情報の提供を行いました。

特に、環境科学国際センターでは、4つの重点研究（地域気候変動、生物多様性*、災害事故、環境技術）と7つの基礎研究（自然、大気、温暖化、廃棄物*、化学、地図、水）の研究成果を、講演会（2月開催）やニュースレター（年4回発行）、記者発表等を通じ発信しています。

◆ 自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成

植物標本や昆虫標本、動物はく製等の自然史標本は、区別の難しい種を再検討したり、過去の分布記録を明らかにする上で重要な役割を果たしています。ある時代、ある地域の自然環境の状態を物語る証拠資料であり、レッドデータブック*作成の際などにも活用されています。

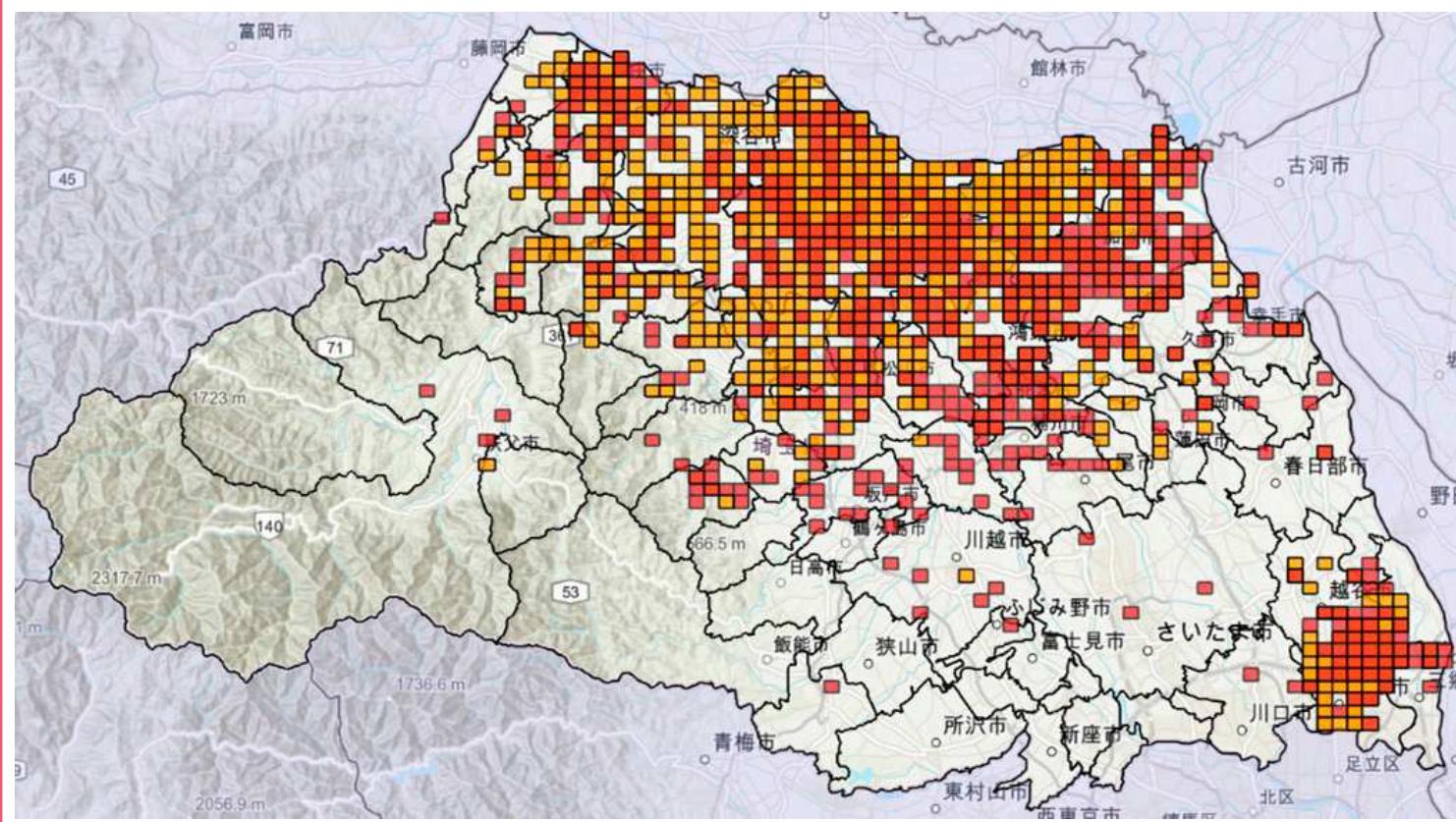
自然の博物館では、植物標本や昆虫標本、動物はく製等の自然史標本を収集し、適切な管理・保存を行っています。令和6年度には3,874件の資料を登録し、8,092点を展示に利用し、708点を学術研究等の特別利用（熟覧・撮影等）に供しました。また、標本のデータ108,700点を「自然史標本情報データベース」を通じて日本生物多様性情報イニシアチブに提供しています。

また、環境科学国際センターでは、特定外来生物*であるアライグマやクビアカツヤカミキリ、県民の鳥でもあるシラコバトの生息分布などを地図化し、ホームページで公開しています。



写真7-1 ニュースレターVol.66

図7-1 クビアカツヤカミキリ被害分布図（赤色は令和6年度に、オレンジ色は過去に被害が報告された地域）



|| 3 環境科学の振興と国際貢献 ||

◆ 産官学民と交流及び連携した共同研究の推進

環境科学国際センターでは、東北工業大学とマイクロプラスチック*、埼玉県下水道公社と下水道不明水の浸入箇所の推定手法の検討、民間企業とインターネットにつながる暑さ指数計の製品化など、令和6年度は大学、研究機関や企業と52件の共同研究を行いました。

また、金融機関の機関紙に研究成果を掲載しました。

◆ 環境政策を科学的側面から支える機能の強化

環境科学国際センターでは、環境問題に対して科学的知見をもとにした調査研究、技術開発や社会実装などを強化しています。令和6年度は27の研究課題について、客観的かつ信頼性の高い根拠に基づいた研究成果であるかなどを外部有識者で構成する研究審査会で評価し、研究の質の向上に努めています。

◆ 海外との共同研究や技術交流

環境科学国際センターでは、中国上海大学、韓国済州大学校とPM2.5*の日中韓共同観測体制を構築し、越境大気汚染の評価手法を検討する共同研究を実施しています。令和6年度は、東南アジア・東アジア等における共同研究を5件実施しました。

また、海外との環境教育や国際交流事業等の実施、研究協力協定締結機関による訪問等により、双方共通の研究課題に対する共同研究の推進などの確認を行いました。



写真7-2 VOCプロジェクト年次総会

第2章 環境の状況と対策

Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための 産業・地域・人づくり

第8節 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数	0市町村 (R2年度末)	56市町 (R6年度末)	全市町村 (R8年度末)
地域清掃活動団体の登録数（累計）	787団体 (R2年度末)	995団体 (R6年度末)	1,080団体 (R8年度末)
環境アドバイザー* 及び環境学習応援隊* の数（累計）	188者 (R2年度末)	227者 (R6年度末)	248者 (R8年度末)
環境科学国際センター利用者数（累計）	977,031人 (R2年度)	1,151,072人 (R6年度)	1,246,000人 (R8年度)

主な実施施策

1 環境と共生する持続可能な地域づくりの推進

◆「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり

本県は、人口減少・超少子高齢社会の到来という歴史的な課題に直面しています。国勢調査開始以来、全国で唯一、人口が増加し続けた本県は、総務省による令和3年10月の人口推計において、初めて減少に転じました。その一方で、75歳以上の高齢者人口は全国でトップレベルのスピードで増加することが予想されています。

超少子高齢社会では、地域を支える商業や交通の衰退、空き家の増加による都市のスポンジ化、医療・福祉の費用増加などにより、現在の行政サービス水準の維持やインフラの更新が困難になることが予測されます。その上で、激甚化・頻発化する災害にも対応しなければなりません。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、こうした諸課題に対応するため、市町村のコンパクト^{*19}、スマート^{*20}、レジリエント^{*21}の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するものです。これにより、コンパクトなまちづくりを進めつつ、スマート技術の活用により利便性を高め、災害に強く、エネルギーも途絶えない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指します。

*19 必要な機能が集積しゅとりある“魅力的な拠点”を構築すること。

*20 新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現すること。

*21 誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成すること。

図8-1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトのコンセプト

市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援

コンパクト

【取組例】

- 医療、福祉、交流等の複合拠点を整備し歩いて暮らせるまちづくりを促進
- 公共施設や空き家を活用した地域の交流拠点の整備運営

スマート

【取組例】

- 生活利便性を高めるMaaSやデマンド交通の提供
- オンライン診療を活用した医療支援
- 自動配送ロボットやドローンによる配送支援

レジリエント

【取組例】

- 再生可能エネルギーの導入や蓄電池の活用等、災害時でもエネルギーが途絶えない仕組みの構築
- エリアマネジメント組織による地域交流拠点を活用した健康相談、介護予防、多世代交流

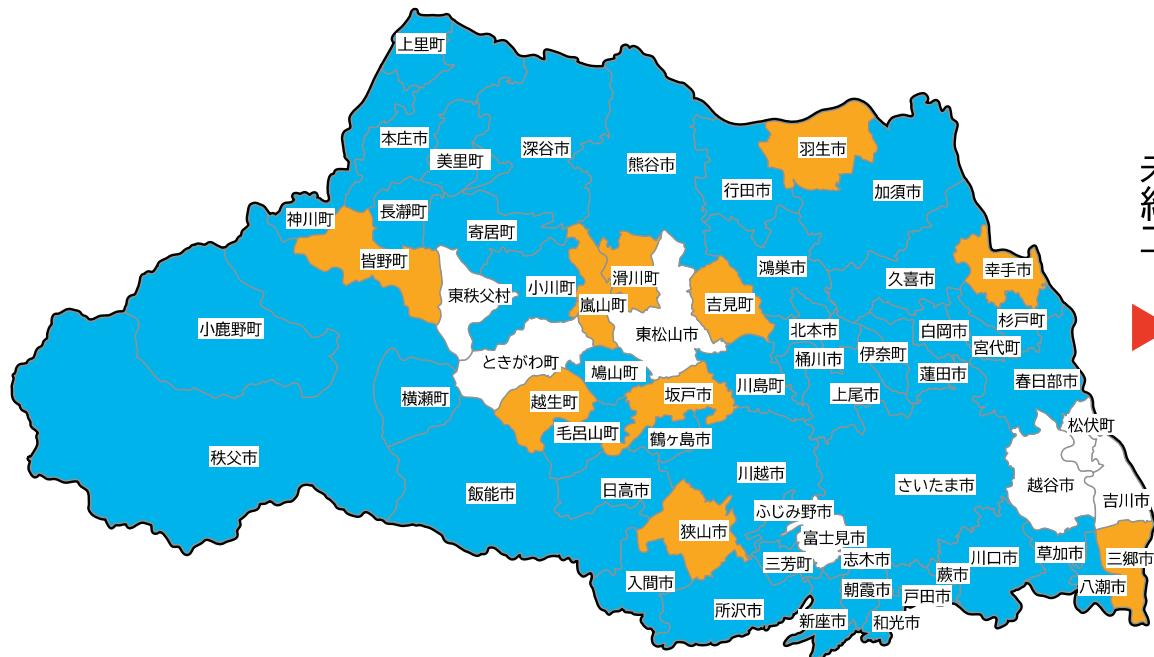


図8-2 市町村のエントリー状況

■ エントリー済み 46 団体 + ■ R6新規エントリー 10 団体 ⇒ プロジェクトに取り組む市町村 合計 56 団体

令和3年度 11団体
令和4年度 18団体
令和5年度 17団体

狭山市、羽生市、三郷市、坂戸市
幸手市、越生町、滑川町、嵐山町
吉見町、皆野町



未エントリー市町村もプロジェクトに取り組む意向を示しており、早期に全市町村のエントリーを目指す。

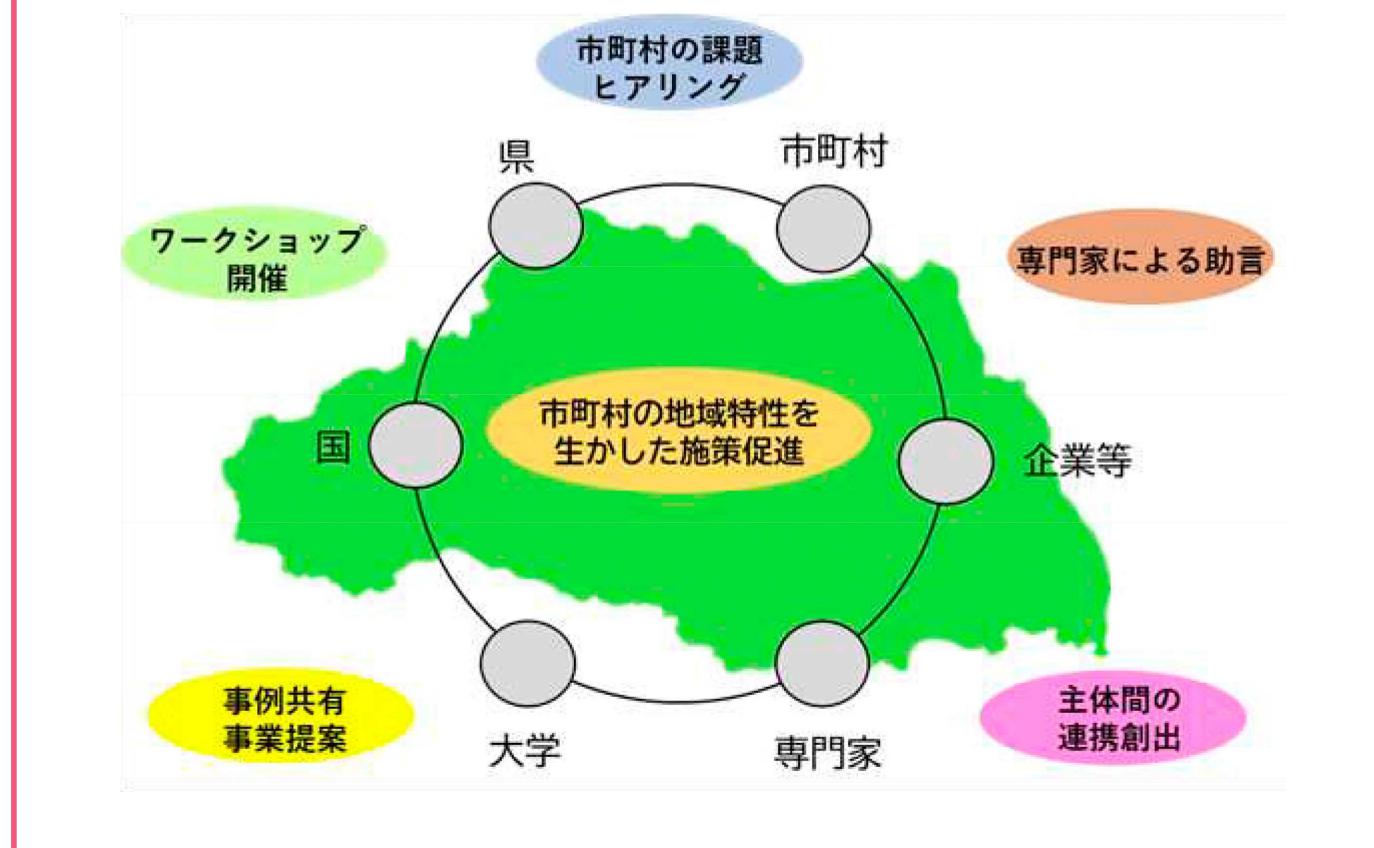
▶ 持続可能なまちづくりを全県で進めていく

◆ 地域特性を生かした温暖化対策の推進

市町村、国、県、大学、企業、専門家等で構成する「市町村支援ネットワーク（カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク*）」を設置しています。

市町村が地球温暖化対策を推進する上での課題を解決するため、市町村が必要とする情報の収集や他市町村や企業との連携構築を行うための場としてワークショップを開催しました。

図8-3 カーボンニュートラルSAITAMAネットワークの概要



◆ 地域資源を活用した取組の推進

県内各地で地域資源を活用した取組が進むとともに、必要に応じて県内各地域が地域資源の活用のために連携・協力し合う取組が進むよう、再生可能エネルギー*の利用拡大（再掲p.15）、廃棄物*の持つエネルギーの活用（再掲p.27）、都市と山村の連携による森づくり（再掲p.37）などを進めます。

◆ 地域の特性を生かした景観づくりの推進

景観の形成に関する普及、啓発のため、景観づくりに取り組む団体の勉強会に景観アドバイザーを派遣し、活動を支援しました。また、良好な景観形成を図るため、電線類の中地化を実施しました。

◆ グリーン・ツーリズム*の推進

県内の観光農園や農産物直売所などの情報を収集し、ポータルサイト「グリーン・ツーリズム埼玉」で情報発信するとともに、民間事業者等の各種イベント開催時など、多様な機会を捉えてグリーン・ツーリズムマップ等を活用し情報提供を行いました。

◆ 史跡・名勝・天然記念物などの指定

令和6年度は埼玉県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「秩父山地のニホンオオカミ標本 毛皮標本」（秩父市）、「同 頭骨」2件（長瀬町・ときがわ町）、「秩父鉱山産鉱物・岩石標本 附 関連資料一式」（長瀬町）の新規指定及び「中川低地の河畔砂丘群 高野砂丘」（杉戸町）の追加指定を行いました（いずれも天然記念物）。

国・県指定文化財を後世に伝えるため、県指定史跡「権現山古墳群」（ふじみ野市）、県指定天然記念物「高山不動の大イチョウ」（飯能市）をはじめ、所有者等が行う87件の文化財保護事業に対し補助金を交付しました。

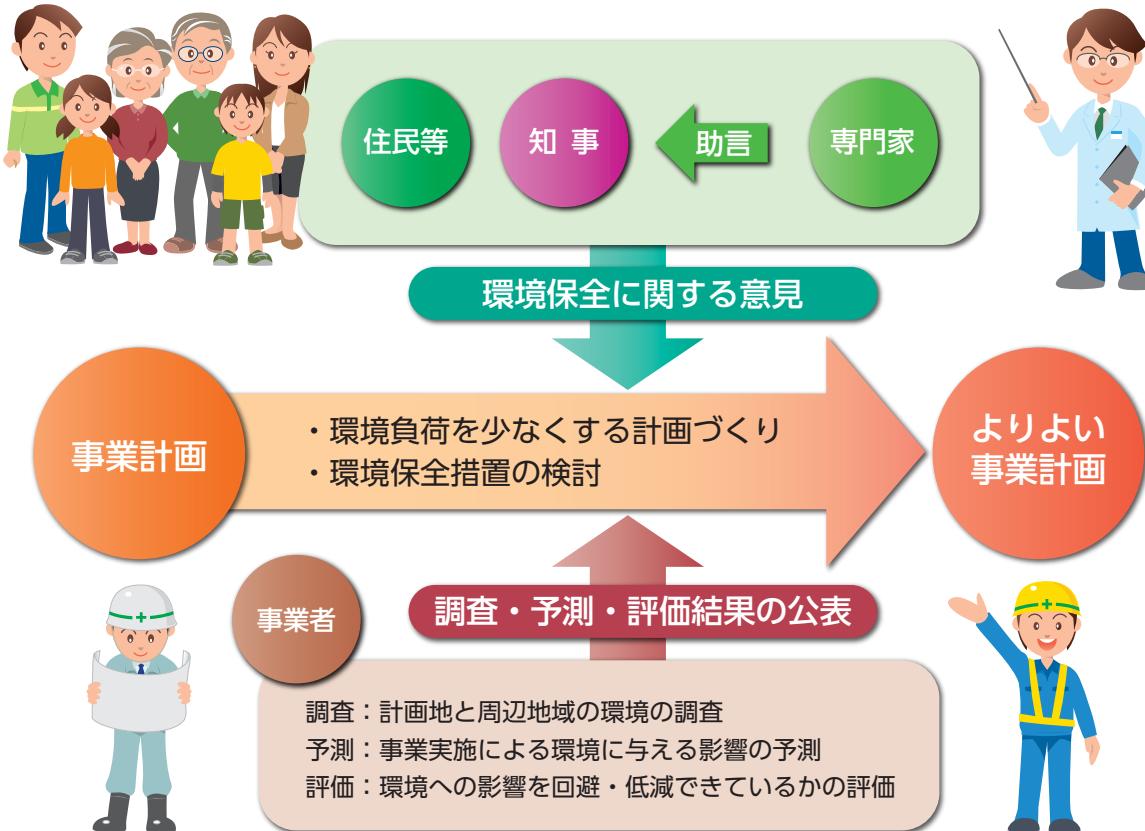
◆ 大規模開発事業における環境の保全

・環境影響評価*制度及び戦略的環境影響評価制度の適正な運用

令和6年度末までの環境影響評価対象事業件数は、法によるものが5件、条例によるものが48件となっています。また、要綱に基づく戦略的環境影響評価は、令和6年度末までに7件となっています。

令和6年度は、土地区画整理事業に係るもの4件、廃棄物処理施設の設置に係るもの3件、複合事業に係るもの1件の環境影響評価手続を実施しました。

図 8-4 環境影響評価手続



本制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

2 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携

◆ 地域の清掃活動の推進

ごみ散乱防止の普及啓発や事業者、関係機関との推進体制の整備を促進するため、ボランティア清掃活動団体を支援しています。令和6年度末の登録団体数は995団体です。

◆ 「彩の国ロードサポート制度*」の推進

快適で美しい道路環境づくりを推進するため、登録団体の活動を支援しています。令和6年度末で853団体が登録し、さいたま市を除く県内全ての市町村で、県管理道路での清掃や花植えなどの活動を行っています。本県では、団体の活動をPRする看板設置、清掃用具の貸出し及び花苗の提供などの支援を行っています。



写真8-1 彩の国ロードサポート団体の活動

図8-5 地域清掃気軽に登録制度ポスター



◆ 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などへの支援

- ・地球温暖化防止活動推進員*への支援（再掲p.19）
- ・彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実（再掲p.36）
- ・生物多様性*保全活動団体の活動支援

地域で自然環境の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体に対して、専門家紹介など人的支援を行っています。担い手となる団体の活力を向上させることで、県内希少野生動植物種*の保護・増殖活動や、外来生物*の駆除活動など県民参加による生物多様性保全活動を促進しました。

- ・SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト*の推進（再掲p.48）
- ・川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援（再掲p.48）
- ・彩の国埼玉環境大賞（再掲p.7）

◆ 九都県市を中心とした連携の推進

環境問題への取組は、本県だけでなく、首都圏の各自治体と連携することで、より効果的で効率的に対応することができます。このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で連携し、地球温暖化対策や、クビアカツヤカミキリの防除等に関する普及啓発などの広域的な取組を行っています。

令和6年度は、業務用冷蔵庫や業務用・家庭用エアコンの冷媒として使われている温室効果の高い代替フロンの排出削減に向けた合同啓発キャンペーンを12月に実施しました。このキャンペーンにおいて、事業者への啓発通知の送付（1,474者）、解体現場への立入検査（260件）及びホームページ等により、代替フロンの温室効果や機器の適正管理・適正処理について啓発しました。

|| 3 環境を守り育てる人づくり ||

◆環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成

環境科学国際センターでは、彩の国環境大学*を開催しています。環境大学の基礎課程では幅広い環境問題の基礎知識、実践課程では地域指導者のための専門知識や手法などを学びます。令和6年度は22人（基礎課程15人、実践課程7人）が修了しました。

◆学校における環境教育の推進

児童・生徒への環境教育の充実を図るため、総合的な学習の時間等における環境教育の講師として「環境アドバイザー」が活躍しています（令和6年度末登録数：135名）。また、「環境学習応援隊」の登録団体が、施設見学の受入れや出前授業を行うなど、環境教育を推進しています（令和6年度末登録数：92団体）。

◆子供の自主的な環境活動の支援

次世代を担う子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、「こどもエコクラブ*」の活動を支援しています。令和6年度は、40団体に対し計574万1千円の助成金を交付しました。

また、こどもエコクラブの活動発表の機会として、令和6年度は9月に県内の商業施設で「こどもエコフェスティバル」を開催しました。

◆ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

「環境アドバイザー」や「環境学習応援隊」により、県民が自主的に行う環境保全や環境学習を支援しています。



写真8-2 彩の国環境大学（公開講座）



写真8-3 こどもエコフェスティバル

◆ 環境科学国際センターにおける各種公開講座の実施

環境科学国際センターでは、子供から大人まで環境問題について体験学習できる展示館（彩かんかん）や生態園などの環境学習施設を開設しています。平日は小学校の社会科見学、休日は子供連れの家族の利用で賑わっています。令和6年度のセンター利用者数（展示館入館者数、環境学習講座・イベント等参加者を含む）は、53,930人でした。

◆ 自然の博物館や川の博物館における学校支援、レファレンス*対応の充実

常設展や企画展等を通じて県内の自然環境について学習する機会を提供し、令和6年度は自然の博物館で120校6,017名、川の博物館で253校15,938名の学校利用がありました。出張授業や現地屋外等における体験学習等を、自然の博物館が39校2,252名に対して、川の博物館が58校3,326名に対して行ったほか、自然の博物館では教員研修を5回115名、川の博物館では8回103名に対して行いました。また、県民、来館者、マスコミ等から寄せられる自然環境に関する問合せ385件に対して回答しました。



写真8-4 環境科学国際センター展示館

◆自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施

(1) 自然体験・学習施設における環境学習の推進

自然とのふれあいのための施設を設置しており、自然観察会など生物多様性の保全に関する事業や、環境学習を担う人材の育成等を行いました。

(2) 自然公園、自然歩道などの利用促進

県内の自然公園における歩道や園地などの施設については、利用者が安心して快適に利用できるよう適正な管理を行いました。また、自然公園利用者に対して助言指導、自然解説及び情報提供などを担う指導員の養成と活動支援を行いました。



写真8-5 定例自然かんさつ会(埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園)



写真8-6 里山体験教室『落ち葉かき』
(さいたま緑の森博物館)

表8-1 自然とのふれあい施設の整備・運営状況

施設名・施設の案内	主な事業実施状況（令和6年度）
<p>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市） 平成4年開設。北本自然観察公園は、都市に自然を呼び戻し、身近な自然とふれあえる都市公園（アーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園））。自然学習センターは北本自然観察公園内にあり、自然について学習し理解を深めるための施設。館内観察ロビーからは望遠鏡を使って公園内の生き物を観察できる。</p> <p>指定管理者：(公財) 埼玉県生態系保護協会</p>	 <p>1 定例自然かんさつ会 115回 2 自然に親しむイベントデー 6期間 3 ホタル解説ナイト 14回 4 館内クイズラリー 129回 【R6 入館者数：85,048人】</p>
<p>埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市） 平成6年開設。狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さ、自然と人とのかかわりを考える施設。センターエリアの他、それぞれのテーマを持つ5か所の自然観察スポットがあり、歩きながら自然とふれあうことができる。</p> <p>指定管理者：(公財) トトロのふるさと基金</p>	 <p>1 30周年記念関連企画 5回 2 植物画講座（基礎／中級） 26回 3 狹山丘陵自然観察会 13回 4 里山体験講座 4回 5 ガイドウォーク 20回 6 環境教育活動の支援 37回 7 企業や行政との連携イベント 15回 【R6 入館者数：32,233人】</p>
<p>さいたま緑の森博物館（入間市・所沢市） 平成7年開設。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物として、エリア内の自然観察路を散策しながら自然とふれあい、観察できる施設。</p> <p>指定管理者：(株) 自然教育研究センター</p>	 <p>1 自然観察会 5回 2 里山ようちえん 8回 3 食育体験教室 7回 4 週末ガイドウォーク 9回 5 里山体験教室 5回 6 緑の森フェスタ2024 1回 【R6 入館者数：31,876人】</p>

(3) 脱炭素社会^{*}の実現に向けた環境学習の推進

「エコライフDAY&WEEK^{*}埼玉」(再掲p.19) のほか、子供の頃から地球温暖化への理解を深め、率先して省エネ行動を実行できるよう、県が作成した漫画で学べる副読本を、主に小学校高学年を対象とした授業等で活用していただきました。

(4) 循環型ライフスタイル^{*}の定着に向けた支援

3R^{*}（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）を推進するため、県政出前講座や3R講座、食品ロス専門家派遣事業により、循環型社会^{*}について学習する機会を設け、循環型社会への理解促進を図っています。

(5) 森林環境教育や木育^{*}の推進（再掲p.38）

(6) みどりに関する学習環境の整備（再掲p.35）

環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住民のニーズ等、地域の環境の状況を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。



●主な業務内容

鳥獣の保護・管理／野鳥の違法捕獲、飼育の取締／緑化の推進／ディーゼル車の排出ガス規制／自動車の使用管理についての確認／アイドリング・ストップ*の推進／石綿*除去工事の立入検査／異常水質事故の対応／工場・事業場の立入検査／土壤汚染対策／浄化槽*対策／産業廃棄物*処理業の許可／廃棄物*処理の監視指導／特定再生資源屋外保管業の規制／土砂対策

中央環境管理事務所（地図①）

■管内の環境

管内は、川口市から鴻巣市まで南北に広がる平坦な地形となっています。荒川や芝川など大小様々な河川が流れ、見沼田圃^{たんば}*や武藏野の雑木林など、豊かな自然環境に恵まれている一方、事業所数や人口は本県の3分の1を超えており、産業機能の集積や人口が密集し、交通量の多い地域です。都市化が進んでいる南部地域だけでなく、近年では北部地域の圏央道インター周辺での開発が活発化しており、良好な環境の保全や創造が重要となっています。

■取組ピックアップ（令和6年度）

県内各地で被害が拡大している特定外来生物*について県民に効果的な啓発を図るため、県政出前講座を新たに企画し、3回実施するとともに、管内市町職員に対して、特に被害の大きいクビアカツヤカミキリの防除に関する実務研修会を行いました。

また、光化学オキシダント*生成の原因物質の一つであるガソリンベーパー*の排出を抑制できる給油機の導入促進に向け、管内のガソリンスタンドへ導入効果等について説明しました。合わせて、ガソリンスタンドに關係する法律（水質、大気）や条例（揚水施設、土壤汚染）の届出・適合状況等について確認や説明を行いました。

そのほか、産業廃棄物対策として、令和8年度末に処理期限が到来する低濃度PCB廃棄物*の適正処理を進めるため、低濃度PCB廃棄物を保管している可能性がある事業者等に対し、立入検査及び処理期限内の適正処理の指導に重点的に取り組みました。



クビアカツヤカミキリ対策研修会



PCB廃棄物立入検査

西部環境管理事務所（地図②）

■管内の環境

西は飯能市から東は和光市まで、県人口の4分の1にあたる約185万人が生活する区域を所管しています。3つの高速道路とJR、私鉄各線がネットワークを形成し、都市化の進んだ地域がある一方、2つの県立自然公園や15か所の「ふるさとの緑の景観地*」などの緑豊かな自然も残っています。

■取組ピックアップ（令和6年度）

関東ふれあいの道は、県内13コース中6コースが西部管内を通っています。その一つである「伊豆ヶ岳を越えるみち」は、足腰の守り神として有名な子の権現や西川材で名高い杉・檜の植林地帯が続いており、有間・秩父・奥武蔵の山々をはじめ、関東平野が一望できます。

一方で、写真にあるように落石によって道を塞ぐことなど危険も伴いますので、十分に注意しながらハイキングを行ってください（落石は撤去済み）。

また、管内の小学校から県政出前講座の依頼を受け、環境学習の講義を行いました。講義では、野生生物の生態や外来種・大気環境・浄化槽・太陽光発電など生徒からの質疑を受け意見交換を行いました。

産業廃棄物対策では、排出事業者や処理業者に対する立入検査や指導、関係機関と連携した監視パトロールを実施しました。また、令和8年度末に処理期限が迫る低濃度PCB廃棄物について、保管事業者等への立入調査や期限内の適正処理の指導を重点的に行いました。



「伊豆ヶ岳を越えるみち」の落石



環境学習の状況

東松山環境管理事務所（地図③）

■管内の環境

本県のほぼ中央に位置し、黒山、長瀬玉淀、比企丘陵の県立自然公園がある緑豊かな自然に囲まれています。

地形は東の水田地帯から中央の丘陵地帯、西の山間部と多彩で、自然との触れ合いを身近に感じることのできる地域です。

■取組ピックアップ（令和6年度）

管内は山地と市街地が接する地域であるため、人々の日常生活圏にイノシシなどの大型野生動物が出没することがあります。本事務所では市町村や地元猟友会と連携し、人身被害防止に努めています。令和6年度は各地でイノシシが出没したため、箱わなの設置や猟友会による捕獲等を行ったほか、ツキノワグマ目撃情報やニホンザルの出没に際しては警戒監視を行い、その結果、幸い人身被害はありませんでした。

また、管内は山間部や休耕地が多い一方で、道路交通の便が良い地域であるため、不法投棄事案が頻発しています。令和6年度は不法投棄、廃棄物野積現場の立入検査を535件行い、監視・指導を強化したほか、11月から12月には6日間をかけて荒川河川敷の清掃活動を流域自治体、国及び民間事業者と協力して実施し、約11m³の廃棄物を撤去しました。

そのほか、管内では地下水が多く利用されていますが、土壤汚染が判明した際には、地元市町村と連携し、周辺井戸を調査して、地下水の飲用中止を周知し、健康被害の防止に努めています。令和6年度は重金属類による土壤汚染が2件確認されたほか、県が31地点で行った地下水の常時監視により唯一、有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOA*による地下水汚染が判明し、同様の対応を行いました。



住宅地に出没したニホンザル



荒川クリーン協議会での清掃活動

秩父環境管理事務所（地図④）

■管内の環境

秩父地域は、県面積の約4分の1を占め、秩父多摩甲斐国立公園や武甲、両神、西秩父、長瀬玉淀、上武の5つの県立自然公園があり、管内の83%がこれらの自然公園となっています。山岳や渓谷などの自然景観に恵まれ、県民生活になくてはならない貴重な水源地域となっています。

■取組ピックアップ（令和6年度）

県立長瀬玉淀自然公園内にある美の山公園では、関係する市町・企業と協力し、ハイキング、植樹体験など様々なイベントを行っています。

令和6年度は、令和7年5月25日に秩父ミューズパークで開催された第75回全国植樹祭関連行事「どこでも植樹祭」の一つとして、秩父鉄道株式会社との共催で令和6年10月に美の山体験ハイクを開催しました。登山客など143名が参加し、アジサイ植栽やポストカードづくりを行いました。

参加した方々からは、「はじめての体験だったので楽しかった。アジサイの成長をまた見に来たい。」といったお声をいただきました。

また、全国植樹祭100日前イベントとして、令和7年3月に地元皆野町の県立皆野高等学校、及び町立皆野小学校、国神小学校、三沢小学校の卒業を控えた生徒、児童68名が桜の記念植樹及び施肥作業を行いました。生徒、児童は苗木の根元に土をかぶせて植樹し、周辺の桜の木にも肥料を与えてもらいました。



アジサイの植樹



卒業記念植樹

北部環境管理事務所（地図⑤）

■管内の環境

管内には、西端の上武山地から児玉・松久の丘陵地帯、中央に広がる本庄・櫛引・江南の北武藏台地を経て、東端の妻沼低地へと続く起伏に富んだ地形が広がっています。北には利根川、南には荒川といった豊かな川が流れるなど多様な自然環境に恵まれています。

■取組ピックアップ（令和6年度）

管内では、イノシシやシカなどの大型野生獣の市街地への出没が相次ぎました。管内市町、地元警察及び猟友会等と連携し、迅速かつ適切に対処しました。また、農作物・生活被害の苦情等の多い特定外来生物であるアライグマの防除のため、捕獲従事者養成研修会を2回（参加者117名）開催しました。

石綿（アスベスト）の飛散による被害防止や業務用エアコンなど冷凍空調機器からのフロンガスの大気中への排出抑制を図るために、関係機関と連携して建築物等の解体等工事現場へのパトロールを実施しました。施工業者に対して石綿規制基準の順守や機器廃棄時のフロン類*の確実な回収・処理を指導しました。現場指導に当たっては各環境管理事務所で試用が開始されたウェアラブルカメラなどデジタル機器を活用し業務の効率化や適切な指導の実施に取り組みました。

「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」が令和7年1月1日に施行されました。この条例では、再資源化される金属スクラップやプラスチックの屋外保管を許可制とし、保管方法や標識の掲示、火災防止等のルールを定めています。市町村への照会や事前調査で確認できた事業場を訪問し、必要な手続きや保管方法等を説明しました。



捕獲したイノシシ



ウェアラブルカメラを使用した
調査の様子（小山川）

越谷環境管理事務所（地図⑥）

■管内の環境

管内は県南東部に位置し、江戸川、中川、元荒川、大落吉利根川、綾瀬川などの河川や、葛西用水などの用水路が縦横に走る平坦な低地が広がっています。田園風景が広がる一方で、東埼玉道路や外環道、つくばエクスプレスなど交通網の整備で利便性が高まり、大型商業施設や企業の誘致など、新たな市街地の形成も進んでいます。

■取組ピックアップ（令和6年度）

特定外来生物であるアライグマによる農作物や人家への被害、生態系*への影響が拡大していることから、アライグマの捕獲に従事する人材を養成するための研修会を開催しました。（修了者30名）

令和7年1月に八潮市で発生した下水道管破損に関し、人命救助を優先して道路陥没現場への汚水の流量を極力減らすため、下水道の汚水が春日部中継ポンプ場から近傍の水路・新方川を経由し中川へ放流されました。

この影響を確認するため同年1月31日から3月26日までの間、環境部各課所と連携して河川の環境モニタリングを継続して行いました。

また、採水した検体は環境科学国際センターにおいて詳細な分析を行い、結果は速やかに県ホームページで公表しました。



アライグマ捕獲従事者養成研修会



河川水の採水

東部環境管理事務所（地図⑦）

■管内の環境

県北東部に位置し、利根川を始め大小多くの河川が巡っています。その豊富な水と平坦な土地から田園風景が広がる埼玉の米どころとなっています。加須市北東部の渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されています。また、緑のトラスト保全地*が3か所、日本最大の河畔砂丘群もあり、多様な自然環境に恵まれた地域です。

■取組ピックアップ（令和6年度）

管内は自然環境が豊かな一方で都市化も進み、生活排水対策が大きな課題となっています。生活排水対策の一環として、久喜市内の小学校において、近くを流れる川の水や洗剤を混ぜた水の水質検査を行い、その結果を比べることで子供たちに川の汚れの原因について体験してもらう環境学習を実施しました。

産業廃棄物対策では、排出事業者や処理業者に対する立入検査や指導、関係機関と連携した監視パトロールを実施しました。

また、令和8年度末に処理期限が到来する低濃度PCB廃棄物対策では、保管の可能性がある事業者等に対して低濃度PCB廃棄物の保有状況の再確認を促すなど、処理期限内の適正処理に向けて重点的に取り組みました。

野生生物に関しては、イノシシが利根川流域の加須市のほか、羽生市などで出没しており、今後も増加が懸念されます。対策として、国、加須市、羽生市、行田市などで構成する「利根川及び渡良瀬川堤外におけるイノシシ捕獲対策会議」や現地研修を主催して、被害防止体制を構築しています。



小学校での環境学習



イノシシ捕獲の現地研修会

■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本施策の企画・調整に関すること
環境基本条例・環境基本計画に関すること
公害苦情・公害紛争に関すること
環境影響評価に関すること
放射線対策に関する総合調整に関すること
環境学習に関すること
採石・砂利採取に関すること

■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること

■エネルギー環境課 ☎048-830-3170

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに関すること
再生可能エネルギー普及施策推進に関すること

■大気環境課 ☎048-830-3055

大気に関すること
自動車排出ガス対策に関すること
次世代自動車の普及に関すること
ダイオキシンに関すること（大気に関する事に限る）
化学物質に関すること
地球温暖化対策に関する事（自動車対策に限る）
放射線に係る測定に関すること

■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること
工場・事業場からの排水に関すること
河川等の水質に関すること
浄化槽に関すること
土壤・地下水汚染に関すること
地盤沈下に関すること
ダイオキシン、化学物質に関する事（大気環境課において所掌するものを除く）

■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125

産業廃棄物に関すること
堆積土砂の汚染防止に関すること
再生資源物の屋外保管に関すること

■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること
一般廃棄物に関すること
彩の国資源循環工場の整備に関すること
廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること
サーキュラーエコノミーに関すること

■みどり自然課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること
ネイチャーポジティブの推進に関すること
野生生物の保護管理に関すること
緑の保全と創出に関すること
さいたま緑のトラスト運動に関すること

■環境科学国際センター ☎0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

■環境整備センター ☎048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関するこ

彩の国資源循環工場に関するこ

■環境管理事務所

中央環境管理事務所（さいたま市浦和区）

☎048-822-5199

西部環境管理事務所（川越市）

☎049-244-1250

東松山環境管理事務所（東松山市）

☎0493-23-4050

秩父環境管理事務所（秩父市）

☎0494-23-1511

北部環境管理事務所（熊谷市）

☎048-523-2800

越谷環境管理事務所（越谷市）

☎048-966-2311

東部環境管理事務所（杉戸町）

☎0480-34-4011